

(素案)

秋田市環境基本計画

～人にも地球にもやさしいあきた～

令和4年 月

秋 田 市

<目 次>

(ページ)

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	5
(1) 対象地域	5
(2) 環境の分野および項目	5
(3) 計画の期間	5
(4) 計画の推進主体	6
第2章 秋田市の概要	7
1 市勢および人口	8
(1) 市勢および沿革	8
(2) 人口	8
2 地理、気候、産業等	9
(1) 地理	9
(2) 気候	9
(3) 産業の動向	10
第3章 環境の現状と課題	11
1 脱炭素社会の構築	12
2 循環型社会の構築	16
【コラム1】SDGs～持続可能な開発目標～とは	20
3 安全な生活環境の確保	21
4 自然共生社会の構築	25
5 協働による環境保全の取組	31
【コラム2】スマホで環境にやさしい活動に参加してみよう	32
第4章 秋田市がめざす望ましい環境像	33
1 望ましい環境像	34
2 基本目標	34
3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）	36

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開	37
1 環境分野と基本目標	40
(1) 環境分野1 脱炭素社会の構築	40
ア 地球温暖化対策の推進	42
【コラム3】エコドライブを心掛けよう	43
【コラム4】クールチョイスを実践しよう	44
イ 持続可能なエネルギー利用への転換	45
【コラム5】「あきた次世代エネルギーパーク」に行ってみよう	46
【コラム6】中小企業等の無料省エネ診断を活用しよう	47
(2) 環境分野2 循環型社会の構築	48
ア 廃棄物の排出抑制・再使用と資源の好循環	50
【コラム7】生ごみ減量に取り組もう	51
イ 廃棄物の適正処理の推進	52
(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保	54
ア 大気環境の保全	56
【コラム8】建築物のアスベスト対策	57
イ 水環境の保全	58
【コラム9】マイクロプラスチックによる海洋汚染	59
ウ その他の生活環境の保全	60
(4) 環境分野4 自然共生社会の構築	62
ア 生物多様性の普及・啓発	64
【コラム10】身近な外来種について考えてみよう	65
イ 多様な自然環境の保全と持続可能な利用	66
ウ 自然とのふれあいの促進	68
(5) 環境分野5 協働による環境保全の取組	70
ア 環境教育・環境学習の推進	72
イ 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進	74
ウ 地域に根ざした環境共生スタイルの推進	76
【コラム11】ホテルマップでホテルをさがしてみよう	77
2 分野横断的取組	78
(1) 4つの分野横断的取組（再掲）	78

第6章 環境配慮行動	83
1 市民の環境配慮行動	85
(1) 環境分野1 脱炭素社会の構築	85
【コラム12】「緑のカーテン」を始めよう	86
(2) 環境分野2 循環型社会の構築	87
【コラム13】「ごみ減量キャンペーン」に参加してみよう	88
(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保	89
(4) 環境分野4 自然共生社会の構築	90
(5) 環境分野5 協働による環境保全の取組	91
【コラム14】環境ラベルのついた製品を選ぼう	91
2 事業者の環境配慮行動	93
(1) 環境分野1 脱炭素社会の構築	93
(2) 環境分野2 循環型社会の構築	94
【コラム15】「もったいないアクション」で食品ロスを減らそう	95
(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保	96
(4) 環境分野4 自然共生社会の構築	97
(5) 環境分野5 協働による環境保全の取組	99
第7章 計画を推進するための仕組み	100
1 推進体制	101
(1) 市の推進体制	102
(2) 秋田市環境審議会	102
(3) 市、事業者および市民との連携・協働体制の整備	102
(4) 広域的な連携の強化	102
2 進行管理	103
(1) 施策の整合性の確保	104
(2) 環境目標・指標の設定および活用	104
(3) 年次報告書の作成・公表	104
(4) 改善・見直し	104
資料編	105
1 計画改定の体制	106
2 計画改定の経過	107
3 環境に関する意識調査	108
4 秋田市の環境ワークショップ	109
5 秋田市環境基本条例	112
6 環境都市あきた宣言	118
7 用語解説	119

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市では、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）を平成11（1999）年3月に制定し、環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、秋田市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を平成13（2001）年3月に策定しました。

その後、**本計画は**、県都400年を迎えた平成16（2004）年を本市の環境都市元年と位置づけ、広く内外に向け宣言した環境都市あきた宣言や、河辺町および雄和町との合併での市域の拡大などによる改定を平成19（2007）年3月に、東日本大震災を契機とした資源・エネルギー問題の見直しなどによる改定を平成24（2012）年3月に、**温暖化に伴う国際的な温室効果ガス排出抑制などの動き（パリ協定^{*}）や生物多様性国家戦略の策定などによる改定を平成29（2017）年10月にそれぞれ行い**、環境の保全および創造に関する施策を着実に推進してきました。

本市は、先人から受け継いだ豊かな自然が、伝統に育まれた歴史的・文化的環境と調和しながら、四季の移り変わりが鮮やかに感じられる美しいまちとして、良好な環境によるまちづくりを展開してきた結果、秋田市らしい恵み豊かな環境が保たれているといえます。

しかし、その一方で、世界に目を向けると、**地球温暖化^{*}の影響があるとされる大規模な洪水や干ばつ、森林火災などの自然災害の激甚化など**、人類の生存基盤そのものに関わる問題が発生してきており、先進国などでの大量消費による資源の枯渇、野生生物の生息・生育環境の悪化なども、地球規模での環境問題として顕在化しています。また、国内においても、**洪水の多発や熱中症の増加などに加え**、化学物質等による環境汚染や日常生活に起因する環境への負荷^{*}、**マイクロプラスチックなどの廃棄物問題**、外来生物による在来生物への影響など、環境に関する問題は多様かつ複雑化し、本市への影響も懸念されています。

これらの環境問題は、利便性を追求したライフスタイル^{*}の変化や大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などに起因しており、この問題を解決するためには、私たち一人ひとりがこれまでのライフスタイルを見直す心掛けが必要であるとともに、市、事業者および市民が情報の共有化を図るなど共通の認識に立ちながら協働^{*}で環境の保全および創造に関する問題に取り組んでいくことが求められています。

このような環境を取り巻く状況の変化に対応するため、また、先人から受け継いだ恵まれた環境を将来へ引き継いでいくため、私たち一人ひとりが環境に関する様々な取組を行っていく必要があります、その積み重ねが本市の将来を築いていくことになります。

右上に^{*}のある語句は、資料編に用語解説があります。

2 計画策定の目的

本市では、市、事業者および市民が共通の理念と問題意識を持ち、相互に協力し合いながら、それぞれの立場で環境の保全と創造を推進するための規範となる環境基本条例を制定するとともに、環境都市あきた宣言を行いました。

本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境基本条例第3条で定めた4つの基本理念および環境都市あきた宣言で示された理念の具体化を図っていくことを目的とします。

●秋田市環境基本条例の基本理念

(基本理念)

- 第3条 環境の保全および創造は、市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、その環境を将来の市民に引き継いでいくことができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが健全に共生していくことを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、環境の持つ復元力には限界のあることを認識して、資源の適正な管理および循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっているとの認識の下にあらゆる事業活動および日常生活において、積極的に推進されなければならない。

●環境都市あきた宣言の理念

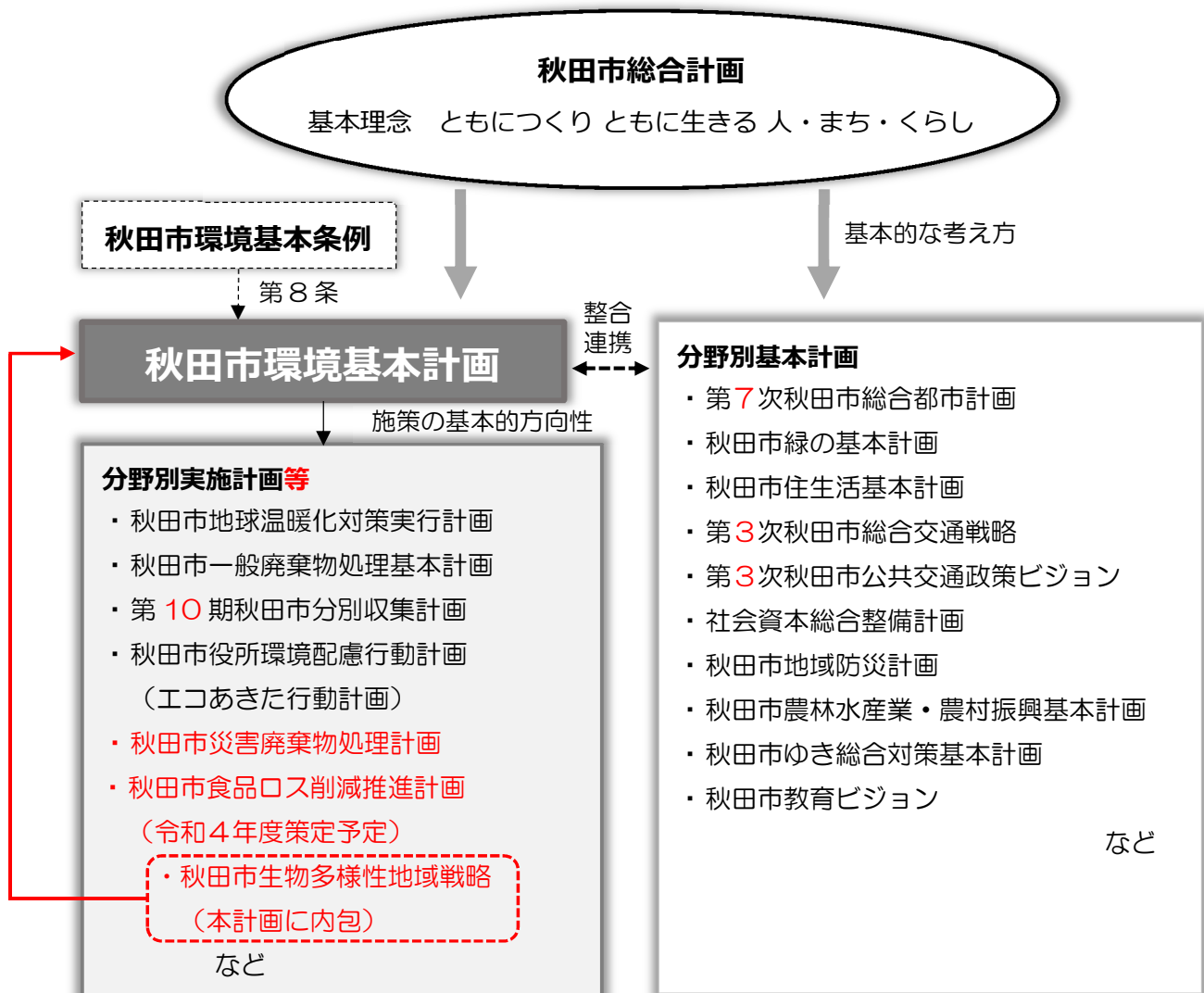
- 1 清らかな水とさわやかな空気のもと、健やかな暮らしを守ります。
- 1 多様な自然をとくとび、身近な緑に親しみ、豊かな心をはぐくみます。
- 1 知恵と工夫で、限りある資源とエネルギーを大切にします。
- 1 世代や地域を越えてともに語らい、環（わ）となって取り組みます。
- 1 一人ひとりが秋田を知り、地球に学び、未来を想い、行動します。

3 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づいて、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した、環境の保全および創造に関する基本的な計画であり、環境の保全および創造に関する長期的な目標と施策の方向を示すことにより、市、事業者および市民による取組の指針を提供するとともに、環境分野の関連計画に対し施策の基本的方向性を与えるものです。

また、本計画に基づく環境の保全および創造に向けた施策を推進していくことで、第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」を環境面から実現していく役割も担うものです。

●秋田市環境基本計画の位置づけ



なお、本計画において定める長期的目標（望ましい環境像・基本目標）に沿って施策を推進するため、関連する分野別基本計画との連携・整合を図ります。また、分野別実施計画に基づき、環境施策の推進および進行管理を行います。

4 計画の対象

(1) 対象地域

本計画では、秋田市全域を対象範囲としますが、より広域的な観点からの取組が必要となる場合には、国、秋田県および関係する地方公共団体との関連も考慮します。

(2) 環境の分野および項目

本計画の対象とする環境の範囲は、環境都市あきた宣言の理念に基づき、私たちを取り巻く生活環境と自然共生社会[※]、それらを支える脱炭素社会[※]および環境への負荷[※]が低減される循環型社会[※]、さらには、環境の保全と創造を推進するために協働[※]の取組を行っていく必要があることから、以下のとおり、5つの環境分野を設定します。また、環境分野を構成する要素として環境項目を整理しています。ただし、環境項目については、これを限定的に捉えるのではなく、新たな項目が生じた場合には適切に対応していくこととします。

●環境の分野および項目

	環境分野	環境項目
1	脱炭素社会の構築に関すること	地球温暖化対策の推進／持続可能なエネルギー利用への転換
2	循環型社会の構築に関すること	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環／廃棄物の適正処理の推進
3	安全な生活環境の確保に関すること	大気環境の保全／水環境の保全／その他の生活環境の保全
4	自然共生社会の構築に関すること	生物多様性 [※] の普及・啓発／多様な自然環境の保全と持続可能な利用／自然とのふれあいの促進／
5	協働による環境保全の取組に関すること	環境教育・環境学習の推進／自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進／地域に根ざした環境共生スタイルの推進

(3) 計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、計画の期間を平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間とします。

なお、環境に関する基礎的条件や社会経済情勢等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 計画の推進主体

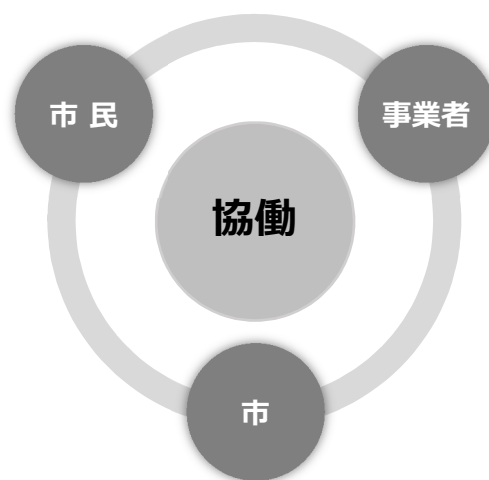
本計画の推進主体は、市、事業者および市民とします。

本計画に基づく施策を効果的に推進するために、市、事業者および市民が相互に連携し、それぞれの役割を果たすとともに、協働^{*}による取組を推進するものとします。

なお、市民は、市内に住んでいる人や市民団体はもちろんのこと、市内で働き、学ぶ人々、市内を訪れる人々も含まれます。

また、事業者は、市内で事業活動を行う事業者や事業者団体、公益法人、NPO^{*}など事業活動を行う法人を含みます。

●計画の推進主体



ア 市の役割

本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる基本的な施策を総合的かつ計画的に実施していくものとします。

また、自らの事務事業に伴う環境への負荷^{*}を低減するように率先して努めるとともに、事業者および市民の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していくものとします。

さらに、広域的な取組を必要とするものについては、国、秋田県および関係する地方公共団体と連携して取り組むこととします。

イ 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷を低減するよう努めるものとします。また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域における環境保全活動へ積極的に参加するなど、良好な環境の保全と創造に関する自主的な取組に努めるものとします。

ウ 市民の役割

日常生活において環境に与える影響を認識し、自ら積極的に環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への積極的な参加に努めるものとします。

第2章

秋田市の概要

1 市勢および人口

(1) 市勢および沿革

秋田市は、歴史ある県都として、秋田県の人口、県内総生産ともに約3分の1を占める、秋田県内および北東北の拠点中核都市です。

秋田市の歴史を振り返ると、中世以降、全国有数の港町として栄え、地域の政治・経済・文化の中心として繁栄しました。慶長9（1604）年には、現在の千秋公園に久保田城が築城され、今日を中心市街地の原型となる城下町が建設されました。

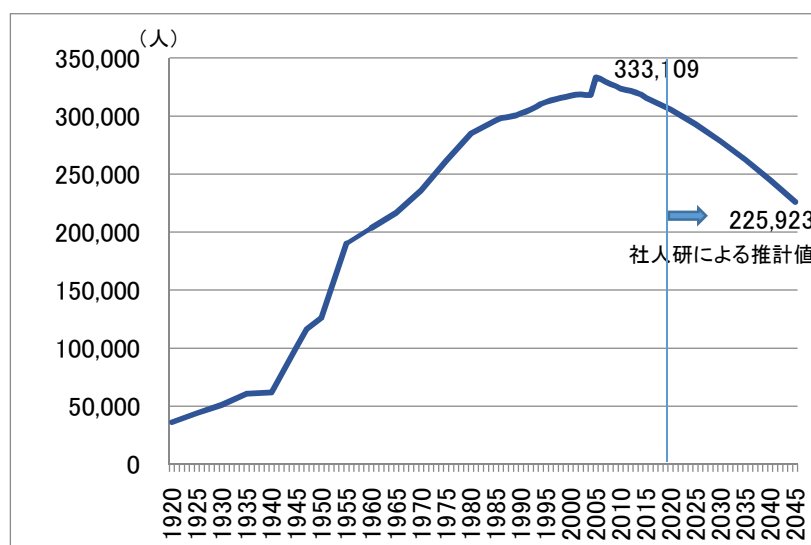
明治22（1889）年に市制を施行した後は、周辺町村との合併や雄物川放水路の開削、秋田港と秋田運河の改修、工業地帯の造成、秋田新幹線をはじめとする高速交通体系の整備などにより、発展を遂げました。さらに、平成9（1997）年に「中核市^{*}」に移行、平成17（2005）年には旧河辺町および旧雄和町と合併し、現在の市域となっています。

(2) 人口

本市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けてきましたが、平成15（2003）年には減少に転じています。

平成17年には河辺町および雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後も減少が続き、現在は**30万5千人**となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、平成52（2040）年には、約**24万5千人**まで減少すると推計されています。

●本市の人口の推移、将来推計



資料：秋田市人口ビジョン

2 地理、気候、産業等

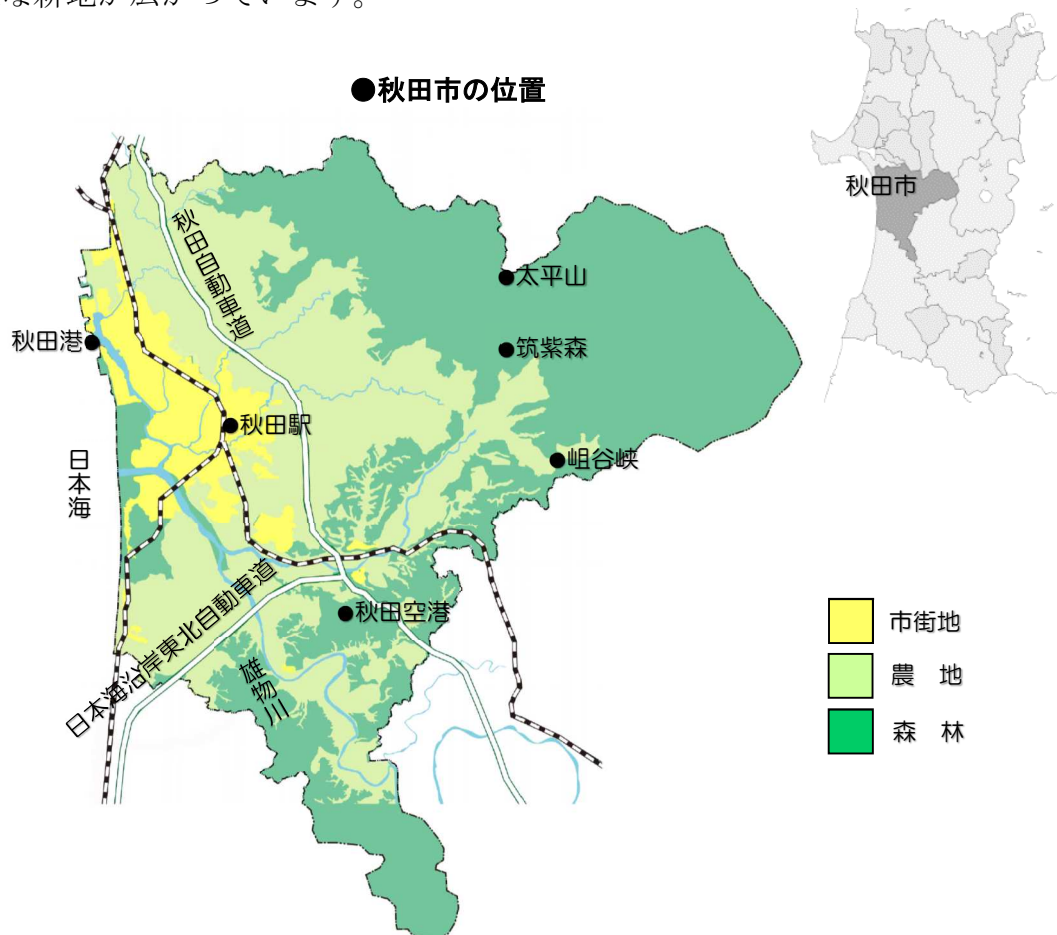
(1) 地理

本市は、本州の東北、秋田県の日本海沿岸地域のほぼ中央部に位置しており、906.07km²の市域を持ち、緑豊かな山と川、海などの自然環境に恵まれています。

市街地は秋田平野の中央部に広がり、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。東部には、標高1,170.6mの太平山をはじめ、秋田杉やブナにおおわれた出羽山地が広がり、岨谷峡や筑紫森といった景勝地が点在しています。

海岸線は単調であり、延長約23.5km、海岸線から1～2kmの範囲には、砂丘地が南北に走っています。

南東部から北西部にかけて雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がっています。



(2) 気候

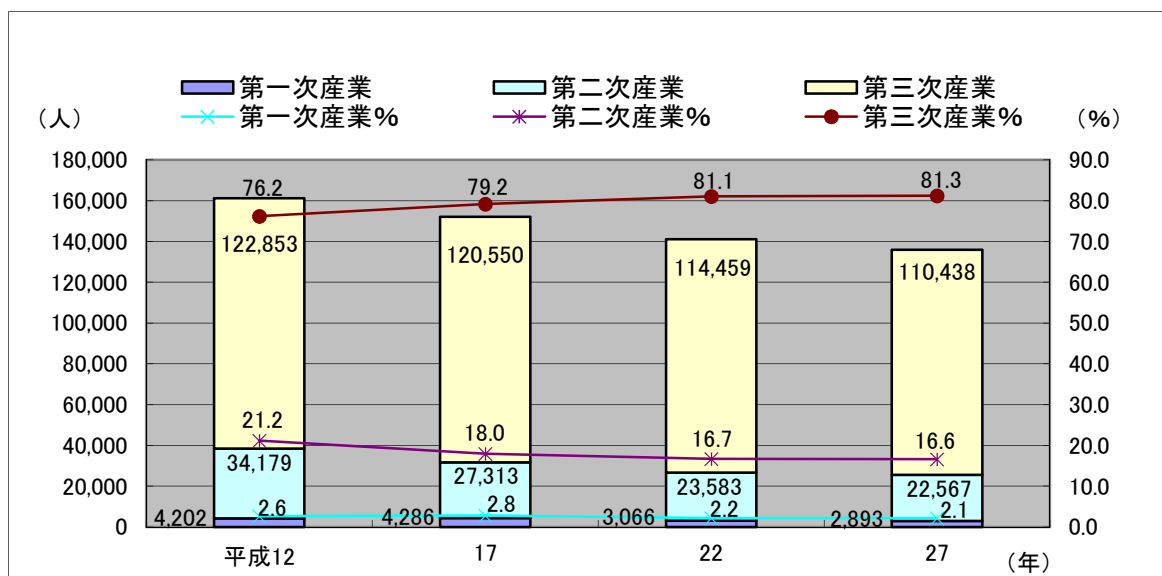
本市は、典型的な日本海側気候となっています。

秋田地方気象台における令和3(2021)年の平均気温は12.9℃で、平年値※(1991～2020年の平均)よりも0.8℃高くなっています。また、日照時間は1,755.7時間で、平年値よりも228.3時間長くなっています。

(3) 産業の動向

国勢調査による平成12（2000）年以降の産業別就業者数の構成割合は、第一次産業と第二次産業が減少する一方、第三次産業が増加しています。平成27（2015）年度の産業別就業者数の割合は、第一次産業が2.1%、第二次産業が16.6%、第三次産業が81.3%となっています。

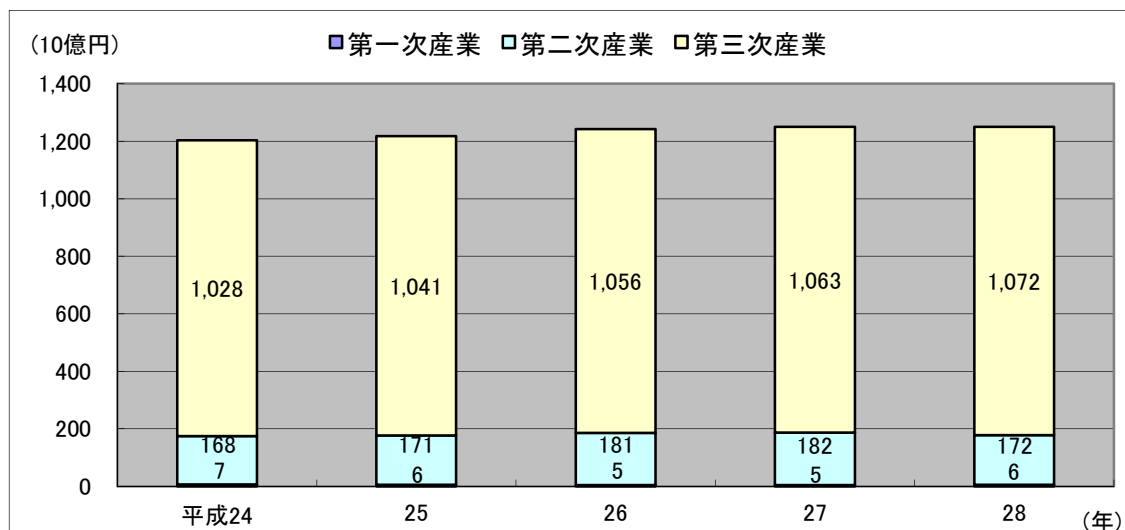
●産業別就業者数の構成割合の推移



資料：平成27年国勢調査

産業別市内総生産を見ると、第一次産業は、平成24（2012）年以降50億円台前半から70億円台後半で推移しています。第二次産業は、平成24（2012）年は約1,688億円でしたが、平成28（2016）年は1,727億円と回復傾向にあります。第三次産業は、平成24（2012）年の約1兆282億円から平成28（2016）年の約1兆724億円まで毎年増加が続いています。

●産業別市内総生産の推移



資料：市民経済計算

第3章

環境の現状と課題

1 脱炭素社会の構築

(1) 環境の現状

ア 地球温暖化による影響と対策

- (ア) 令和3（2021）年8月に国連が公表した気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書では、世界の平均気温が工業化前と比べて、2011～2020年で1.09℃上昇したとしています。この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温に比べて前例のないものであるとされています。将来予測について、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオにおいては、今世紀末までに平均気温が工業化前よりも最大5.7℃の上昇を予測しています。
- (イ) 平成27（2015）年11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる令和2（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定^{*}」が採択され、「地球温暖化を抑制するために、産業革命前からの気温上昇を2℃より十分に低く抑え、さらに1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標を掲げました。また、令和3（2021）年10月から11月にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26においては、「グラスゴー気候合意」が採択され、1.5℃の目標に向けて世界で努力することが、国連の合意文書に明記されました。

イ 地球温暖化防止に向けた国内および秋田県内の取組

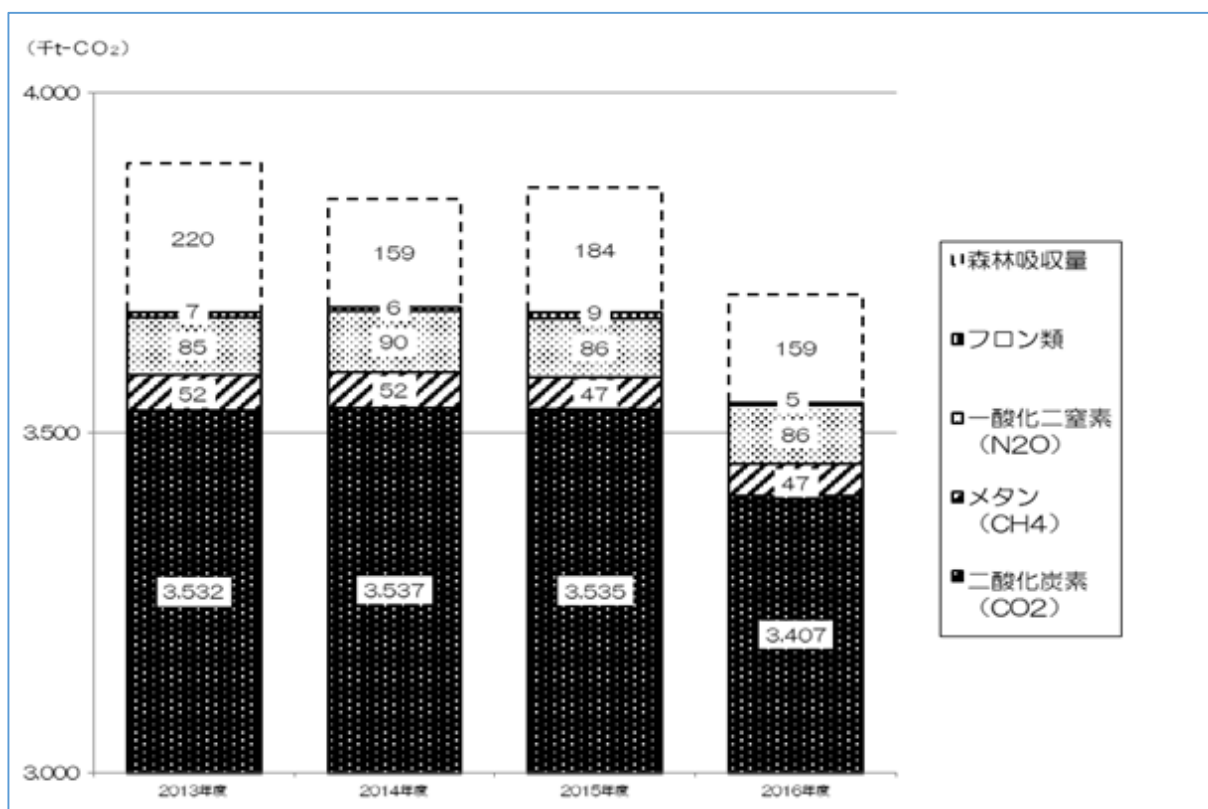
- (ア) 地球温暖化が原因と考えられる気候変動^{*}の影響として、農業や生態系^{*}などへの影響、熱中症など健康被害の発生、短時間での強雨による洪水、土砂災害などとの関係性が指摘されています。
- (イ) 国では、2050年のカーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の実行を図るため、令和3（2021）年10月に地球温暖化対策計画を改定しました。日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を進めることが重要なテーマとされています。
- (ウ) 秋田県では、秋田県地球温暖化対策推進条例（平成23年秋田県条例第20号）に基づき、平成29（2017）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を策定しました。その後、国が掲げた2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組や新たな知見等を踏まえ、令和4（2022）年3月に第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を改定し、温室効果ガス削減

目標として「2030年度に温室効果ガス排出量を54%削減(2013年度比)」を設定しています。

ウ 本市における地球温暖化の影響および温室効果ガスの排出状況

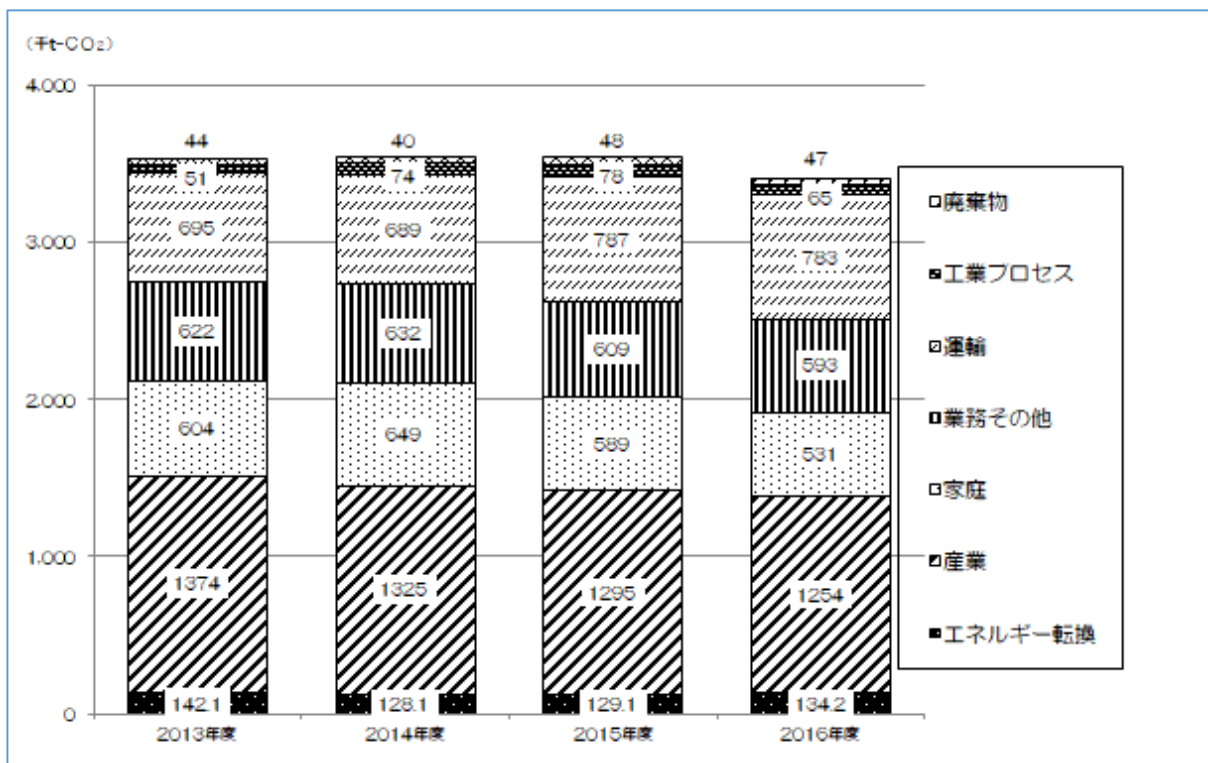
- (ア) 本市では、年平均気温は上昇傾向を示しているほか、猛暑日の増加、真冬日の減少といった気象の変化や、サクラ（ソメイヨシノ）の開花日の早まりやカエデの紅葉日の遅れなど、地球温暖化*の影響と考えられる変化が見られています。
- (イ) 平成28（2016）年度の市域の温室効果ガス純排出量は、338万6千t-CO₂で、秋田市温暖化対策実行計画（令和3年6月）の基準年度である平成25（2013）年度の純排出量345万6千t-CO₂と比較すると、7万t-CO₂（2.0%）の減少となっています。
- (ロ) 温室効果ガスのうち総排出量に占める割合の最も高い二酸化炭素は、産業部門からの排出量が最も多いものの、基準年度の排出量に比べて減少傾向にあります。一方で、運輸部門、工業プロセス分野および廃棄物分野においては、排出量が増加しています。

●市域からの温室効果ガス純排出量の推移



資料：令和元年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果

●市域からの部門別の二酸化炭素排出量の推移



資料：令和元年度秋田市温室効果ガス排出量推計結果

(2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、市、事業者および市民が一体となって地球温暖化^{*}対策に取り組んでいます。
- イ 再生可能エネルギー^{*}の利用促進による温室効果ガスの削減とエネルギーの地産地消を図るため、太陽光発電システムや木質ペレット^{*}（以下、単に「ペレット」といいます。）を燃料とするストーブおよびボイラーの設置費用の一部補助を行っています。
- ウ 本市は、地域特性をいかした風力発電や太陽光発電、木質バイオマス^{*}や地中熱^{*}を利用した施設などの再生可能エネルギー施設が集積していることから、平成26（2014）年10月に資源エネルギー庁から「あきた次世代エネルギーパーク」として認定を受け、これらの施設を一体として見学することができるよう、見学体制や広報体制を整備しています。

(3) 今後の課題

- ア 国際的な動向および国内の動向を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化の影響に対処するための対策（緩和策と適応策^{*}）に取り組んでいくことが必要です。
- イ 再生可能エネルギーの導入の促進、二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換およびライフスタイルの変革について、事業者および市民と協働^{*}して取り組んでいくことが必要です。
- ウ 地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整することで、自然災害や健康への悪影響などのリスクを低減させ、安全な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

2 循環型社会の構築

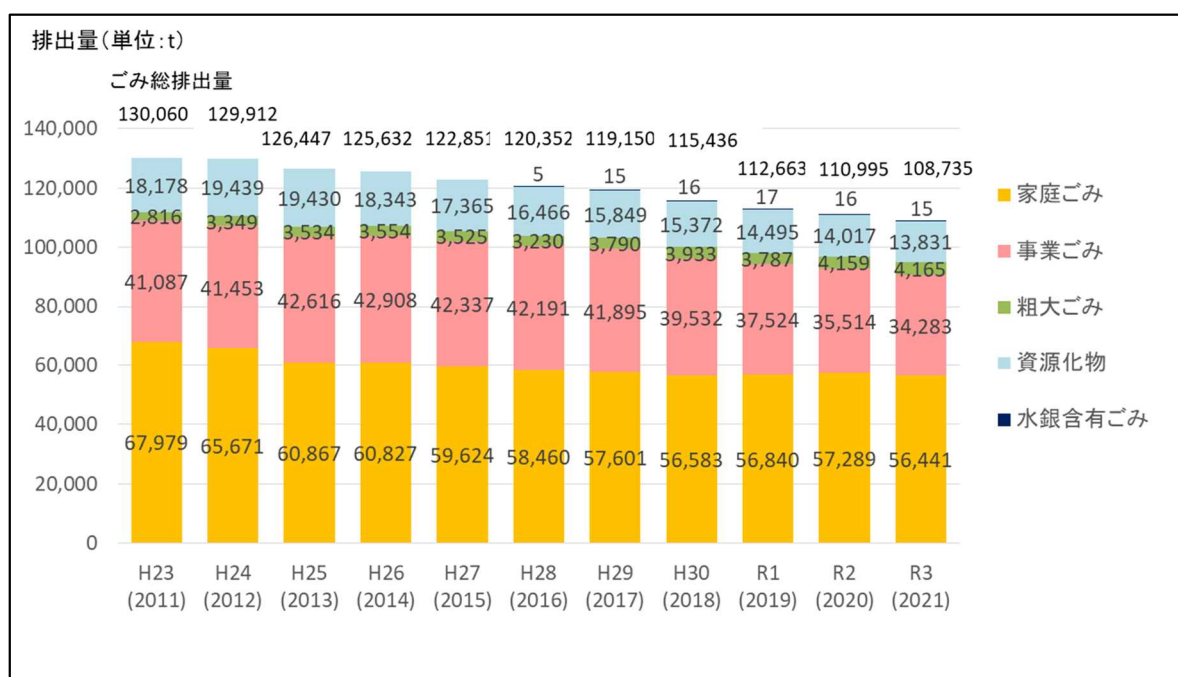
(1) 環境の現状

ア ごみの排出状況

(ア) 平成24年7月から家庭ごみに係る処理手数料を徴収したことにより、家庭ごみは大幅に減少し、現在においても微減傾向にあります。事業ごみについては、平成29年度から事業者から排出される生ごみを受け入れる民間のリサイクル施設が稼働したことにより、大幅に減少しています。粗大ごみは、若干増加傾向にあり、資源化物については、減少傾向にあります。

(イ) 令和3（2021）年度のごみ総排出量は108,735 tで、ごみ区分別においては、「家庭ごみ」が56,441t、「事業ごみ」が34,283t、「粗大ごみ」が4,165t、「資源化物」が13,831t、「水銀含有ごみ」が15tとなっています。

●ごみ総排出量（ごみの区分別）の推移



資料 秋田市一般廃棄物処理基本計画、清掃事業概要

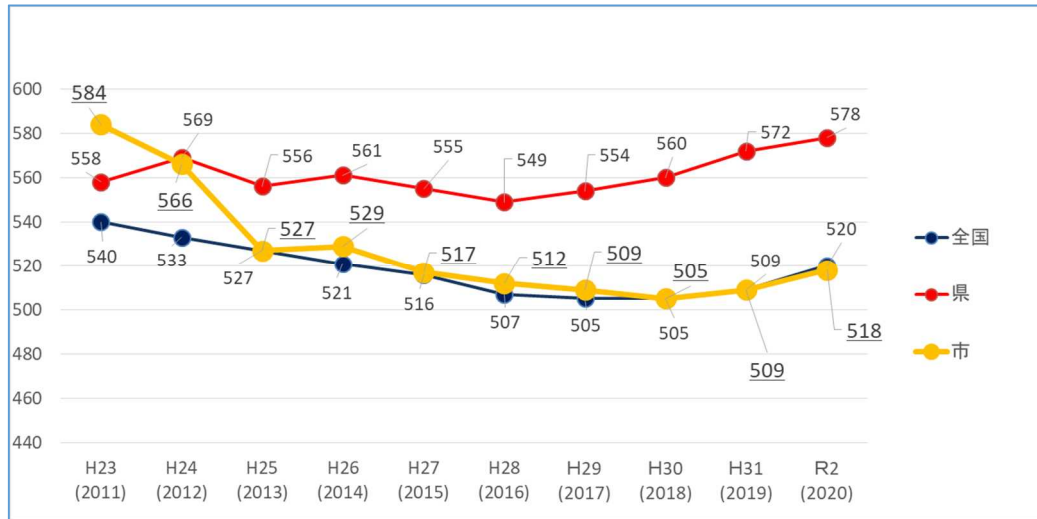
※1 「ごみ総排出量」とは、家庭や事業所から排出されたごみ（公共系ごみ除く）のうち、事業所から直接民間施設に搬入された量を除いたものです。

※2 「水銀含有ごみ」の分別収集は、平成28年12月に開始しました。

イ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

(ア) 令和3（2021）年度における一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物および水銀含有ごみを除く。）は515グラムでした。平成27年3月に策定した秋田市一般廃棄物処理基本計画において、令和7（2024）年度までの減量目標を約480グラムとしています。

●一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源化物および水銀含有ごみを除く。）の推移

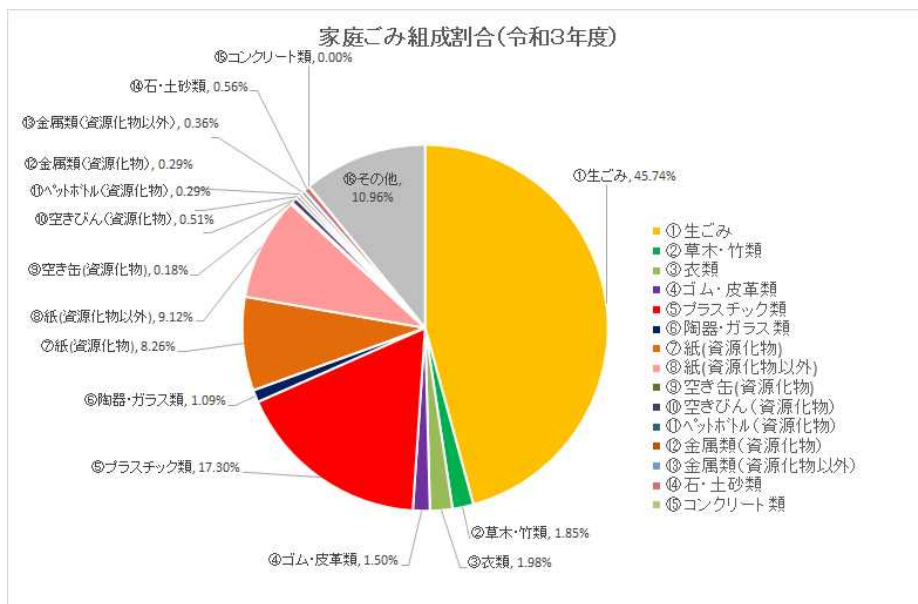


※1 国・県については、一般廃棄物処理実態調査実績値により積算。

ウ 家庭ごみの組成割合

(ア) 令和3（2021）年度における家庭ごみ組成調査による結果では、「生ごみ」が約46%を占め、続いて「プラスチック類」、「紙類（資源化物以外）」、「紙類（資源化物）」となっています。

●家庭ごみ組成割合（令和3年度）



資料 令和3年度家庭ごみ組成調査報告書

(2) 取組状況

- ア 本市では、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物の適正な処理に努め、ごみ減量の施策である3R（発生抑制【リデュース】、再利用【リユース】、再生利用【リサイクル】）を継続しながら、特に優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を促進し、循環型社会の構築を推進しています。
- イ 本市の廃棄物処理施設は、秋田市総合環境センターとして溶融施設、金属回収施設、再資源化処理施設および管理型最終処分場を整備しています。
また、し尿処理施設は、秋田市汚泥再生処理センターを運営しています。
- ウ 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）の施行により、国民運動として取り組んでいる食品ロス^{*}削減については、市民への食品の使い切りの啓発を実施すること等により、その発生抑制に努めています。
- エ 世界的な環境汚染が懸念されるプラスチックごみについては、マイバッグやマイボトルの持参の啓発を実施すること等により、一度使用した後にその役目を終えるプラスチック製品の発生抑制を促しています。
- オ 減少傾向にある事業ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、多量に排出する事業者から廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の提出を求め、それぞれの業種に応じた指導・助言を行うなど減量に向けた取組を促しています。
- カ 大規模災害に対する事前の体制整備とともに、市民、事業者および行政の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するため、秋田市災害廃棄物処理計画を策定しました。
- キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法^{*}（平成13年法律第65号）に基づき、同法施行令（平成13年政令第215号）で定められた処理期限までに、PCB廃棄物^{*}の適正な処理を促進します。

(3) 今後の課題

- ア 本市が実施している食品ロス実態調査によると、家庭ごみの約14%が食べ残しなどが原因である食品ロスであり、今後もより一層の発生抑制に努めるなど、市民一人ひとりがごみの発生を抑制する循環型のライフスタイルを推進していくことが必要です。
- イ フリーマーケットや民間のリユースショップの利用の呼びかけのほか、リターナブルびんに代表される繰り返し使用が可能な容器を積極的に用いるなど、リユースの取組を進めていくことが必要です。
- ウ 家庭ごみ組成調査によると、資源化物として分別できる紙が8%混入していることから、雑がみの分別の啓発を引き続き実施するなど、資源化物の分別の推進が必要です。

- エ 事業ごみについては、事業者は原材料の選択や製造・販売工程を工夫するなど、より一層排出抑制を促進することが必要です。また、やむをえず廃棄物として排出した場合でも、生ごみを多く排出する事業者については、民間のリサイクル施設を活用するなど、業種に応じ循環型社会を目指す取組が必要です。
- オ 令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集や再商品化の実施が努力義務とされました。

このことを踏まえ、分別収集等の実施に向けて、わかりやすい分別基準の策定やその市民周知などの課題を整理し、検討を進めることが必要です。

コラム1 SDGs～持続可能な開発目標～とは

平成27（2015）年9月、国連総会において、世界で起きている様々な課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」が採択されました。

この「SDGs」は2030年までの達成を目指す17の大きな目標と、169のターゲットで構成されているもので、主に、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を総合的に解決する考え方が示されています。

環境分野に関しては、気候変動、森や海の自然を守ること、エネルギーの使い方が課題となりますが、持続可能な消費と生産も環境との関わりがあります。

今までの大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルを続けていけば、資源の枯渇やエネルギー浪費により気候変動が引き起こされるだけでなく、生産や廃棄過程で発生する有害な化学物質の排出による環境汚染も深刻なものとなります。

12番目の目標である「つくる責任つかう責任」では、こうした現在の過剰な生産と消費の仕組みを見直し、持続可能な生産消費形態の確保を目指しています。本市においても、天然資源の消費が抑制され、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組を進めることが重要です。



SDGs 17のゴールのロゴ

出典：国際連合広報センターホームページ

3 安全な生活環境の確保

(1) 環境の現状

ア 大気環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法^{*}（平成5年法律第91号）に基づき大気汚染に係る環境基準^{*}が定められています。
- (イ) 大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素および一酸化炭素の濃度は、過去10年間にわたり環境基準を達成しており、おおむね良好な状態を維持しています。浮遊粒子状物質^{*}は令和元（2019）年度に、微小粒子状物質（PM2.5）^{*}は平成25（2013）年度および26（2014）年度に環境基準を達成していませんが、その他の年度では環境基準を達成しており、おおむね良好な状態にあります。
- (ロ) 光化学オキシダント^{*}については、全国的に環境基準を達成していない状況であり、本市においても環境基準を達成していませんが、注意報の発令基準を下回っています。
- (ハ) ベンゼン^{*}やダイオキシン類^{*}などの有害大気汚染物質については、いずれも環境基準を達成しています。
- (ニ) 飛散性の高いアスベスト^{*}を含む建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う場合には、特定粉じん排出等作業として届出を受け、解体等工事現場の立入検査によりアスベストが周辺に飛散しないよう指導等を行っています。

イ 水環境

- (ア) 人の健康を保護し、生活環境を保全するため、環境基本法に基づき水質汚濁に係る環境基準が定められています。
- (イ) 河川については、大腸菌群数を除くほとんどの項目で環境基準を達成しています。なお、令和3年度に環境基準の項目である大腸菌群数が大腸菌数へ見直しされたため、令和4年度から大腸菌数の調査を開始しています。
- (ロ) 海域については、環境基準を達成しているものの、湖沼については、生活排水などの流入により環境基準を達成していないところがあります。
- (ハ) 公共用水域の水質および底質、ならびに地下水の水質に係るダイオキシン類について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (ニ) 地下水は、おおむね環境基準を達成していますが、一部の地域で有機塩素化合物^{*}や硝酸性窒素^{*}などの汚染物質が検出されています。

ウ その他の生活環境

- (ア) 騒音の発生源としては、自動車をはじめ、工場や建設作業、飲食店営業や家庭生活など様々なものがあります。
- (イ) 道路交通騒音については、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の過去5年間において、昼夜とも環境基準を達成していない路線がありました。
- (ウ) 悪臭は、工場や事業場を発生源としたり、近隣住宅の生活排水等から発生したりする場合などがあり、人による感じ方の違いもあることから、適切な臭気対策の検討が必要です。
- (エ) 土壌におけるダイオキシン類^{*}について、調査した全ての地点で環境基準を達成しています。
- (オ) 科学技術の進展や生活形態の多様化に伴い、様々な化学物質が製造・使用され、様々なところで環境中へ排出されています。多種多様な化学物質の中には、その性状および環境への排出量により、生活環境、人の健康および生態系^{*}に多大な影響を及ぼす可能性を有しているものもあります。

(2) 取組状況

ア 大気環境

- (ア) 市内各所の測定局および大規模な公害防止協定^{*}締結工場において、環境監視情報システム^{*}によりリアルタイムで大気の常時監視を行っています。また、ベンゼン^{*}、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質についても、定期的にモニタリング^{*}を実施しています。
- (イ) 大気汚染物質の固定発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結している事業場に対しては、より厳しい基準のもとで指導を行っています。

イ 水環境

- (ア) 水質汚濁物質の発生源対策として、工場や事業場に対し、法律および条例に基づき届出審査、立入検査、指導などを行うほか、公害防止協定を締結している事業場に対しては、より厳しい基準のもとで指導を行っています。
- (イ) 生活排水は、水質汚濁物質の発生源として大きな割合を占めていることから、地域特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設^{*}、浄化槽^{*}などの整備を推進しています。
- (ウ) 秋田市上下水道事業基本計画に基づき、上下水道事業の計画的な推進を図っています。

(エ) 定期的に公共用水域および地下水の水質調査を行っています。

ウ その他の生活環境

- (ア) 道路交通に伴う騒音や振動、一般環境における騒音の実態とその推移を把握するために、定期的に調査を行っています。
- (イ) 法令および条例に基づき、工場および事業場における事業活動ならびに建設工事に伴って発生する騒音・振動について、規制の遵守を指導しています。

(3) 今後の課題

ア 大気環境

- (ア) 環境基準を達成している項目の維持・向上に努めていくとともに、達成していない項目の改善を図ることが課題です。そのために、大気環境の調査のほか、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。
- (イ) 移動発生源対策として、自動車については、環境への負荷の少ない次世代自動車^{*}への転換を促進するとともに、公共交通機関の利用促進、自転車や歩行者の利用しやすい道路整備など、まちづくりの面からも取組を進めていく必要があります。
- (ウ) 建築物や工作物の解体等工事の際、不適切な事前調査による石綿含有建材の見落としや除去作業における石綿の取り残しによって石綿を飛散させた事例が全国的に確認され、課題となっております。解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、元請業者等による事前調査および結果の報告、石綿の除去作業ならびに作業完了後の確認が適切に行われているか継続的に監視する必要があります。

イ 水環境

- (ア) 環境基準を既に達成している河川や湖沼について維持・向上に努めていくとともに、達成していない河川等での水質改善を図ることが課題です。そのために、水環境の調査を継続するとともに、工場や事業場に対する立入検査や指導を継続することが必要です。また、生活排水処理や水資源の保全に対する市民等の意識啓発を図る必要があります。
- (イ) 平成26（2014）年7月に施行された水循環基本法（平成26年法律第16号）を受けて、健全な水循環^{*}の維持又は回復に向けた取組を行っていくことが必要です。

第3章 環境の現状と課題

ウ その他の生活環境

- (ア) 法令および条例に基づく騒音や振動など生活環境の保全に係る規制の遵守のための指導を引き続き実施していくことが必要です。
- (イ) 騒音、振動や悪臭問題の解決には、地域の実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

4 自然共生社会の構築

(1) 環境の現状

ア 自然環境

(ア) 市域の自然環境の特性を見ると、海岸域、都市域、水田域、丘陵域および山地域の5つに区分されます。これらの環境を旭川や太平川、雄物川、岩見川などの河川が結びつけ、生物相を一層多様なものとしています。

●自然環境区分ごとの特徴

【都市域】

野生生物の生息・生育が最も少ない環境ですが、緑地の多い公園や河岸部など、一部では豊かな自然が残っています。

【山地域】

太平山を中心に市域の北東に広がっている山地域では、人の手が加わっていない自然が広く残されており、多くの野生生物を育てています。

【海岸域】

主として砂浜で、干満の差は少なく、人工的な海岸もあります。雄物川河口周辺は塩分濃度が低いいため、遡上・降下する魚種も多く、稚魚の生育場としても重要です。

また、砂浜でしか見ることのできない特有の野生生物が生息・生育しています。

【水田域】 【丘陵域】

水田域は都市域の外側から、市内を流れる河川周辺の標高が低い場所に広がっています。丘陵域は、大森山に代表される海岸部、太平山塊に連なる地域、雄物川や岩見川に沿った地域などが該当しています。

水田域と丘陵域が接する場所には多くのため池や水路、里山※があり、希少な野生生物が生息・生育しています。



第3章 環境の現状と課題

- (イ) 本市における森林面積の割合は、秋田県林業統計によると市域の約7割を占め、その内訳は、おおむね国有林が4割、民有林が6割となっています。
- (ウ) 本市における耕地面積は、農林水産省の令和3（2021）年面積調査によると8,880haで、市域の9.8%を占めています。
- (エ) 本市の海岸線は、延長約23.5kmにおよびます。北部は秋田港と臨海工業地帯として利用され、南部の砂浜の一部は、海水浴場など市民のレクリエーションの場として親しまれています。

イ 生物多様性

- (ア) 本市において、平成16（2004）年度および平成21（2009）、22（2010）年度に実施した自然環境調査では、現地調査により4,585種の野生生物が確認されました。そのうち、「絶滅のおそれのある野生生物」については、平成16年度の現地調査では139種、平成21、22年度の現地調査では、149種が確認されました。

●市内での野生生物の確認種数

	旧秋田市域	河辺地区	雄和地区	市全域
魚類	59	34	32	71
底生生物	307	194	153	360
植物	992	851	847	1,221
昆虫類	1,970	1,553	1,212	2,889
鳥類	97	65	56	117
両生類	14	12	11	18
は虫類	10	6	6	10
哺乳類	14	18	11	21
合計	3,380	2,733	2,328	4,585

注1 旧秋田市域は平成16年度、河辺地区・雄和地区は平成21、22年度の調査結果です。

注2 合計の数字は、重複分を除いた種数です。

- (イ) 太平山一帯には、ブナやスギなどの自然植生が広範囲にわたって分布し、国の特別天然記念物であるカモシカや亜高山帯に生息する鳥類などの貴重な生息地となっています。また、旭川および新城川沿いにはシロヤナギやケヤキなどの自然植生が分布しています。
- (ウ) 本市の多様な地形や多様性に富んだ環境には、女潟の植生や、臨海大橋付近のサギ類の集団繁殖地、海岸沿いの砂丘植生などが見られます。
- (エ) 本市では、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」といいます。）に基づく

「特定外来生物^{*}」について、ウシガエル、オオクチバス、オオハンゴンソウ、アカミミガメ、アメリカザリガニなどが確認されています。

- (カ) 男潟、女潟、古川などを含む秋田平野湖沼群は、アサザ、ミズアオイなど貴重な水生植物が生育していること、また貴重な湿地性鳥類であるチュウヒの繁殖地となっていることから、環境省によって「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）に選定されています。
- (ク) 大森山公園内の塩曳潟は、シナイモツゴやゼニタナゴなど貴重な淡水魚類の生息地となっていることから、環境省によって「重要湿地」（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）に選定されています。
- (キ) 河辺岩見国有林内の「番鳥森（ぼんどりもり）」は、昭和53年1月に秋田県の実験自然環境保全地域に指定されています。
- (ク) 金足高岡の農業ため池の「待入堤の水草群落」は、ヒシモドキなど貴重な水生植物が生育していることから、平成27年3月に秋田市指定文化財に指定されています。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 本市の公園緑地は、263箇所、2,121.88haが都市計画決定されており、明治29（1896）年に開設された千秋公園をはじめ、大森山公園、一つ森公園などの総合公園、八橋運動公園、広域公園である県立小泉潟公園などが開設済みであり、令和3年度末で221箇所、615.33ha（都市計画決定されていないものも含まれます。）となっています。現在、市民一人当たりの公園面積は20.40㎡となっており、全国平均の10.7㎡（令和2年度末現在）、国の標準目標面積の10㎡を上回っています。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育みながら、秋田市は成長し発展してきました。秋田城跡や久保田城跡などの多くの史跡・文化財、竿燈まつりに代表される祭りや伝統行事が伝えられています。
- (イ) 令和4（2022）年4月1日現在、299件（国指定23件、県指定115件、市指定161件）が指定文化財となっています。美術館等の文化施設や図書館等の社会教育施設も整備されています。

(2) 取組状況

ア 自然環境

- (ア) 平成15（2003）年に制定した秋田市自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地区の指定、市民等との協働^{*}による自然環境保全市民活動計

第3章 環境の現状と課題

画の認定などの制度を設けているほか、開発行為等への指導・助言および事業者等の自主的な環境への配慮への助言を行っています。

- (イ) 森林において一定の間伐や除伐を実施したり、農業振興地域内の農用地面積を一定割合以上確保したりするため、生産基盤の整備等を実施しています。また、一定の間伐に対する補助を実施し、森林を適切に管理することで、二酸化炭素吸収量の確保にも貢献しています。
- (ウ) 農地・農業用水等の資源の保全と質的向上を図るため、地域資源の保全管理活動に対する支援を行っています。
- (エ) 海の有する多面的機能^{*}を保全するため、海域等で水質調査を行い、安全の確保に努めています。

イ 生物多様性

- (ア) 自然環境の経年変化等を把握するため、平成16年度に実施した自然環境調査結果を基に、専門家によるアドバイスを受けながら、モニタリング調査および補完調査を継続して実施しています。
- (イ) 自然環境調査の結果を活用した啓発パンフレットを作成し、小学校で行う環境学習講座などで配付しています。
- (ウ) 身近な自然や環境問題への関心を高めるため、平成6年から5年ごとにゲンジボタルおよびヘイケボタルの生息状況調査を行い、その結果を「秋田市ホタルマップ」として発行しています。
- (エ) 水辺の生態系の象徴であるホタルや、絶滅危惧種の淡水魚ゼニタナゴなどの保全活動に取り組んでいる民間団体の活動を支援しています。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 都市における良好な生活環境を形成するため、緑地の保全や公園等の整備、その他公共施設および民有地の緑化の推進を図るための施策展開や取組の基本的な方向性を示す秋田市緑の基本計画に基づき、都市緑化の推進を図っています。
- (イ) 平成14（2002）年に制定した秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例に基づき、秋田市都市緑化の推進に関する条例や秋田市都市緑化の推進に関する基本方針を定め、市、事業者および市民の共通の認識のもと、優れた緑を守るとともに、緑豊かで魅力ある都市空間の創造に取り組んでいます。
- (ウ) 秋田市都市農村交流マスタープランに基づき、都市と農村の交流を促進することで、自然に親しむ機会を設けています。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

- (ア) 文化財の保護・活用の取組を行うとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため、市民参加のもと文化財イラストマップを作成しています。
- (イ) 郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています。

(3) 今後の課題

ア 自然環境

- (ア) 森林、農地および河川が有する多面的機能^{*}を維持していくためには、適切な維持管理により環境への負荷^{*}の低減に努めながら利用を図ることが必要です。
- (イ) 林業の経営状況が厳しい中で、生産基盤の整備による作業効率化をしながら、除伐や間伐などの森林整備を行っていくとともに、市民等の森づくりへの参加や森林所有者との協働^{*}による森林の維持保全を図ることが必要です。

イ 生物多様性

- (ア) 生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が、様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることが必要です。
- (イ) 多様な野生生物の現況を把握するための調査を実施しながら、調査結果を活用し、生物多様性の普及啓発につなげていくことが必要です。
- (ウ) 外来種が生態系や人の生活等に与える影響について、市民に理解を深めてもらうことが必要です。
- (エ) 秋田市環境に関する意識調査の結果では、望ましい秋田市の環境像として、「公園、街路樹など市街地の緑が豊かなまち」「海や川などきれいな水辺環境に親しめるまち」が上位に挙げられ、自然とふれあう場・機会を増やしていくことが求められています。

ウ 自然とのふれあい

- (ア) 既存公園や緑地の質の向上のための取組を含めて、全体的な配置のバランスや緑のつながりなどに配慮しながら、引き続き計画的な整備を行っていく必要があります。
- (イ) 自然の大切さへの理解を深めるため、都市と農村の交流や、自然を背景とする歴史・文化に親しめるような場や機会を充実させていくことが必要です。

第3章 環境の現状と課題

(ウ) 農村集落の原風景は、貴重な文化的資源ともなっており、こうした観点からの保全と観光資源としての活用も必要です。

エ 自然と歴史的・文化的環境との調和

(ア) 地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源でもあります。このことから、周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります。

5 協働による環境保全の取組

(1) 環境の現状

ア 協働の取組

- (ア) 秋田市環境活動推進協議会は、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上を図ることを目的とする団体です。市、事業者および市民のパートナーシップ※のもと、環境美化やリサイクル推進などの活動を協働※して取り組んでいます。
- (イ) 地球温暖化対策活動の拠点として指定した「秋田市地球温暖化防止活動推進センター」では、本市と連携して普及啓発を取り組むとともに、市民、事業者および各種団体などの温暖化防止対策の活動を推進しています。
- (ウ) 地域における地球温暖化対策に関する知識の普及を推進するため、本市が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」が活動しています（令和4年4月現在21名）。

(2) 取組状況

- ア 本市では、環境学習を支援するため、小学生環境学習副読本を作成し、小学校4年生の児童全員に配布しています。
- イ 市内の小中学校又は市民で構成される各種団体を対象に、自発的な環境学習を支援するため、職員を講師として派遣しています。
- ウ 様々な環境に配慮した行動に対してポイントを付与するアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」を実施しています。
- エ 事業者および市民へのエコ通勤の呼びかけを実施するなど、脱炭素型のライフスタイル※への転換について啓発や情報提供などを行っています。
- オ 広報あきたや市政番組、フェイスブックやツイッターなどのSNS※を通じて、環境に関する様々な取組を紹介することで、市民の意識の醸成に努めています。
- カ 環境配慮行動を示すことにより、環境問題に関する正しい知識を事業者および市民に提供し、環境問題への関心を高めるとともに、環境配慮への取組を促進しています。

(3) 今後の課題

- ア 事業者および市民の自主的な環境保全活動を促進するため、それぞれの取組の意向に沿って役立つ情報を提供したり、意欲の増進を図ったりしていくことが必要です。

第3章 環境の現状と課題

イ 地域の環境保全に貢献しようとする市民の高い環境意識を受けて、子どもから大人までのあらゆる世代に対し、参加の機会を提供していくことが必要です。また、市民団体、NPO^{*}、企業、行政等が協働^{*}し、地域全体での活動へと広げていくことが期待されます。

ウ 家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要であり、市民、事業者および民間団体等が互いに連携・協力していくことが必要です。

コラム2 スマホで環境にやさしい活動に参加してみよう

秋田市では、スマートフォン向けアプリ「あきエコどんどんプロジェクト」を平成29年4月1日から配信しています。あきエコどんどんプロジェクトとは、スマートフォン等を利用して環境にやさしい活動に楽しく参加できる仕組みです。

例えば、スーパー等でのレジ袋辞退など、環境に配慮した行動に対してポイントを付与し、たまったポイントに応じて抽選を行って景品と交換できるシステムです。このアプリでは、ごみ分別情報も確認することができます。

是非、ご利用ください。



出典：一般社団法人あきた地球環境会議

参考：秋田市地球温暖化防止活動推進センターホームページ「あきエコどんどんプロジェクト」

<http://www.cceakita.org/akieco/>

第4章

秋田市がめざす望ましい環境像

1 望ましい環境像

本計画は、環境基本条例第3条に掲げられた基本理念と環境都市あきた宣言の理念の具体化を図る計画です。

本計画で掲げる望ましい環境像は、環境基本条例の規定の趣旨を踏まえ“人にも地球にもやさしいあきた”とします。

望ましい環境像

人にも地球にもやさしいあきた

2 基本目標

望ましい環境像を具体化していくため、環境分野ごとに5つの基本目標を設定します。

分野1 脱炭素社会の構築

基本目標1

恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現

分野2 循環型社会の構築

基本目標2

3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現

分野3 安全な生活環境の確保

基本目標3

穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現

分野4 自然共生社会の構築

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

分野5 協働による環境保全の取組

基本目標5

あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

分野1 脱炭素社会の構築

基本目標1

恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現

地域の資源およびエネルギーの循環的かつ効率的な利活用により、地域経済が活性化される脱炭素社会*の実現を目指します。

分野2 循環型社会の構築

基本目標2

3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷*の低減に協働*で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来にわたって快適に生活できる社会の実現を目指します。

分野3 安全な生活環境の確保

基本目標3

穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減し、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。

分野4 自然共生社会の構築

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会*の実現を目指します。

分野5 協働による環境保全の取組

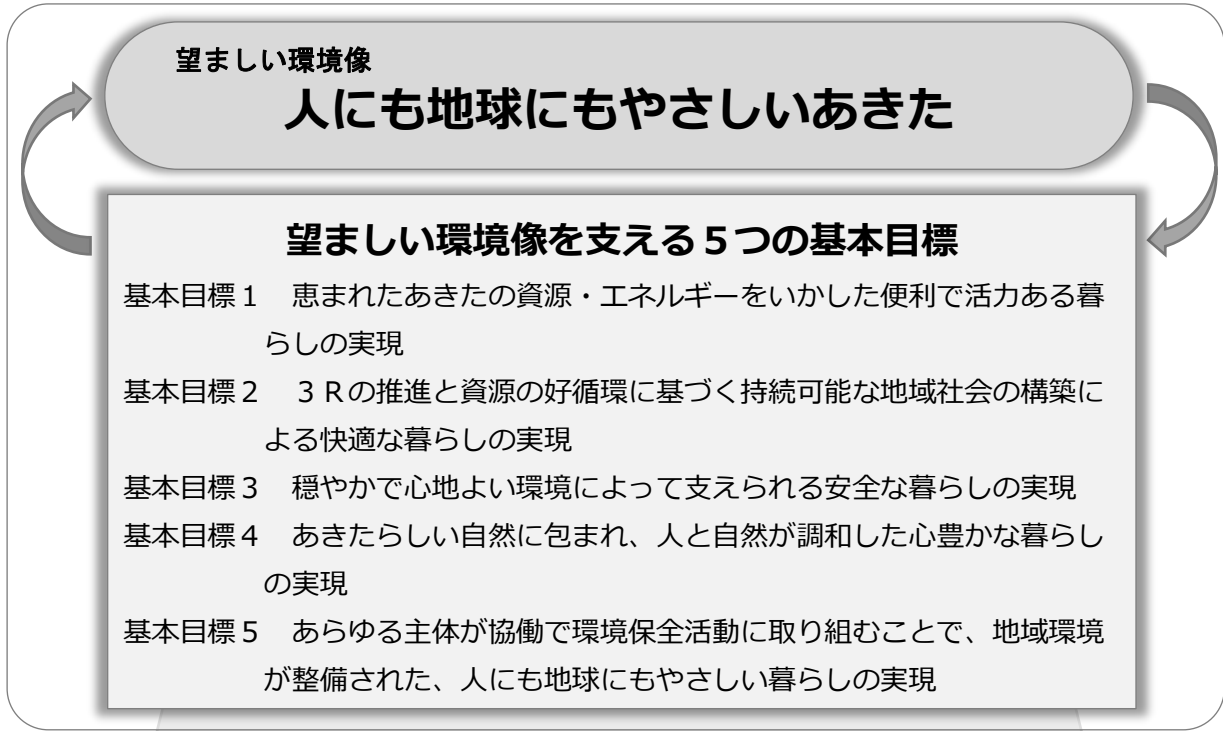
基本目標5

あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、 人にも地球にもやさしい暮らしの実現

市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全と創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイル*を変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。

3 望ましい環境像の実現に向けて（計画の構成）

望ましい環境像の実現に向けて、各分野にわたり取り組んでいく「環境の保全および創造に向けた施策」を設定します（第5章）。また、施策の横断的な推進を図る「分野横断的取組」を設定します。



環境の保全および創造に向けた施策

基本目標 1	地球温暖化対策の推進
	持続可能なエネルギー利用への転換
基本目標 2	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環
	廃棄物の適正処理の推進
基本目標 3	大気環境の保全
	水環境の保全
	その他の生活環境の保全
基本目標 4	生物多様性の普及・啓発
	多様な自然環境の保全と持続可能な利用
	自然とのふれあいの促進
基本目標 5	環境教育・環境学習の推進
	自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進
	地域に根ざした環境共生スタイルの推進

環境施策の横断的な推進

分野横断的取組

- I 家族と地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化
- II 環境対策と経済活動の好循環による環境関連産業の振興
- III 美しく多様性に富んだ自然を活かした魅力の継承と発信
- IV 脱炭素型のコンパクトなまちづくり

第5章

環境の保全と創造に向けた施策の展開

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

本章では、5つの基本目標において取り組んでいく施策の方向を示します。

望ましい環境像の実現に向けて、各施策は、基本目標を尊重して取り組むこととします。

さらに本章では、施策の横断的な推進を図る「分野横断的取組」を示します。

●本章での記載事項

■目指す姿

基本目標に沿って市、事業者および市民が一体となって取り組んでいくために、共有すべき目指す姿を示します。



■環境目標・指標

目指す姿を見据えて、環境項目ごとに達成すべき目標を示すとともに、取組の進捗状況を測る目安となる環境指標と対応する目標値を定めます。



■施策の方向

環境目標・指標の達成に向けて、具体的取組を進めていくための方針を定めます。

なお、【分野横断 I～IV】は、78ページから82ページに示す、分野横断的取組への掲載について表示しています。

●施策の体系

環境分野	基本目標	環境項目	施策の方向
分野1 脱炭素社会の構築	基本目標1 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制 ・温室効果ガスの吸収源対策 ・脱炭素型都市の実現
		持続可能なエネルギー利用への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの創出（創エネ） ・省エネルギーの推進（省エネ） ・環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの変革）
分野2 循環型社会の構築	基本目標2 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現	廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再使用 ・資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築
		廃棄物の適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理の確保 ・廃棄物処理施設の計画的な整備
分野3 安全な生活環境の確保	基本目標3 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源対策の推進 ・移動発生源対策の推進 ・越境汚染の監視
		水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止対策の推進 ・生活排水対策の推進 ・水資源の保全と有効利用
		その他の生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、悪臭等の対策の推進 ・廃棄物の不適正処理の未然防止
分野4 自然共生社会の構築 (秋田市生物多様性地域戦略)	基本目標4 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現	生物多様性の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の状況の把握と理解の促進 ・希少種の保全と外来種への対策
		多様な自然環境の保全と持続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな緑の確保 ・森林や農地、河川等の多面的機能の持続可能な利用 ・野生生物との適切な関係の確保
		自然とのふれあいの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう場・機会づくりの確保 ・都市景観の形成・保全 ・自然と歴史的・文化的環境との調和
分野5 協働による環境保全の取組	基本目標5 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習プログラムの整備と機会の充実 ・情報の収集と提供
		自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した自主的な活動の促進 ・連携した各主体の協働による環境保全活動の推進
		地域に根ざした環境共生スタイルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の環境特性をいかした魅力の発信

1 環境分野と基本目標

(1) 環境分野 1 脱炭素社会の構築



基本目標 1

恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした 便利で活力ある暮らしの実現

地域の資源およびエネルギーの循環的かつ効率的な利活用により、地域経済が活性化される脱炭素社会^{*}の実現を目指します。

目指す姿

- 家庭や事業所、市内の様々な施設でLED^{*}照明等が使われるなど、省エネルギー化がさらに進んでおり、二酸化炭素の排出が抑制されるとともに、太陽光や風力、木質バイオマス^{*}などの豊富な再生可能エネルギー^{*}を活用し、地域で創り、地域で使うエネルギー利用の仕組みを構築することによって、化石燃料^{*}の消費が抑制されるなど、まち全体のエネルギー利用が最適化されています。
- 交通渋滞の緩和や地域交通における環境への負荷^{*}の低減が進み、環境に配慮した交通ネットワークが構築されるとともに、地域の自然的・社会的な環境特性に配慮した、持続可能な都市構造が構築されています。
- 一人ひとりが地球環境との関わりを理解しながら環境への負荷の少ないライフスタイル^{*}へ転換するなど、市全体で地球温暖化^{*}対策に取り組んでいます。
- 市内の環境関連部門への新たな企業進出を促し、環境関連産業の振興が図られることで、新たな雇用が次々と生まれ、地域経済が活性化されることで、環境と経済の好循環が確立されています。

「脱炭素社会」について

「脱炭素」とは、地球温暖化の主要な要因とされる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。脱炭素は、「カーボンニュートラル」とも言い、これを実現する取組が生活や産業、行政の様々な場面で実行され、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにした社会や経済を「脱炭素社会」といいます。

脱炭素社会の実現のためには、再生可能エネルギーの利用、省エネルギーの推進、緑地の保全などの取組を総合的に行う必要があります。

これまで本市では、秋田市環境配慮行動計画や秋田市地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設、市民および事業者に対し、省エネに関する診断を促すとともに、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーに係る設備を数多く設置してきました。

また、本市の公共施設5カ所にペレットボイラーを導入するとともに、「あきた次世代エネルギーパーク」に係る取組などを行ってきました。

今後は、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの一層の排出抑制に取り組んでいくとともに、エネルギーをさらに効率よく使う「省エネ」、エネルギーをなるべく使わない「節エネ」、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進する「創エネ」、再生可能エネルギーのうち、使いきれなかった部分を貯めて活用する「蓄エネ」という4本柱のもと、継続した取組を進めていくことが重要です。



ア 地球温暖化対策の推進

(7) 環境目標・指標

温室効果ガスの排出を抑えた、住みよいまちづくりを進めます

指 標	目標値	現状値
秋田市地球温暖化対策実行計画の取組指標		
温室効果ガス純排出量の削減率（平成25年度比）	改定中 （令和12年度）	7.6%増加 （平成25年度）

(イ) 施策の方向

国の地球温暖化対策計画に掲げられている温室効果ガス^{*}削減目標を踏まえ、中長期的な視野で地球温暖化^{*}対策に取り組んでいきます。

そのために、引き続き節電・省エネルギー対策の計画的な推進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制する住みよいまちづくりを進めていきます。

施策1 温室効果ガスの排出抑制

- ① 市域からの温室効果ガスの排出削減目標に向けて、家庭・事業所等における地球温暖化対策についての啓発および情報提供を行います。【分野横断Ⅳ】
- ② 市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の目標を立て、継続的に地球温暖化対策に取り組みます。
- ③ 二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素およびフロン類^{*}）の排出抑制に向けた対応を行います。
- ④ 公用車について、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出がより少ない次世代自動車^{*}（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車^{*}、燃料電池自動車^{*}、ハイブリッド自動車^{*}、クリーンディーゼル車^{*}等）への代替を推進します。



次世代自動車（電気自動車）

- ⑤ 環境にやさしい運転（エコドライブ[※]）の普及啓発を行います。
- ⑥ 自転車の利用や、自動車からバスや鉄道などの公共交通機関への利用転換など、移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガス[※]の排出抑制についての啓発を行います。【分野横断Ⅳ】
- ⑦ 環境にやさしい通勤手段への転換を図るため、啓発キャンペーンを行います。
- ⑧ 輸送に伴う二酸化炭素排出抑制の観点（フードマイレージ[※]の低減）から、地場産農産物・地域特産品の市内流通を促進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】

コラム3 エコドライブを心掛けよう

家庭から排出される温室効果ガスのうち、約30%は自家用車からの排出となっています。本市では、自動車からの温室効果ガス排出量をできるだけ抑えるため、エコドライブを推奨しています。

エコドライブは、自動車から排出される温室効果ガスの削減をはじめ、燃費を向上させ、燃料費の節約にもつながる、環境にもお財布にもやさしい取組です。

① ふんわりアクセル

自動車を発進させ、最初の5秒でゆったり時速20kmにすると、燃費が約10%改善します。アクセルはぐっと踏み込まず、穏やかに踏んで発進しましょう。

② アイドリングストップ[※]

10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際、アイドリングはストップしましょう。

そのほかに、車を運転するときは、車間距離をあけて加速・減速の少ない運転を心がける、減速時は早めにアクセルを離すことも有効です。タイヤの空気圧の適正化、定期的なオイル交換を行うことや不要な荷物を載せないこともエコドライブになります。

施策2 温室効果ガスの吸収源対策

- ① 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。
- ② 環境マネジメントシステム*の啓発や事業者による取得支援を行います。
- ③ 森林の生産性向上と公益的機能*の維持・増産を図るため、間伐等の森林施業の計画的な実施や未利用間伐材を木質バイオマス*として活用することを促進します。
- ④ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。

施策3 脱炭素型都市の実現

- ① 集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現に向け、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、適切な土地利用の規制・誘導を行います。
【分野横断Ⅳ】
- ② 建築物の環境性能向上を図るため、省エネルギー化や高断熱化についての啓発や情報提供、取組支援を行います。【分野横断Ⅳ】
- ③ 円滑な道路交通を実現するため、交通網の整備を行います。【分野横断Ⅳ】

コラム4 クールチョイスを実践しよう

クールチョイス（COOL CHOICE）は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」等、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。

秋田市では、子どもたちの未来のために、事業者および市民と力を合わせ、脱炭素社会の実現に向けた様々な施策に取り組むために、平成28年7月に「COOL CHOICEに賛同し、推進する」ことを宣言しました。

例えば、クールビズ*やウォームビズ*を行うことは、「賢い選択」の取組の一つです。こまめな消灯や適切な温度設定、節水などの普段の行動に加えて、家電や自動車、住宅など身の回りのものを選ぶときなど自分のライフスタイル*を見直してみましよう。



イ 持続可能なエネルギー利用への転換

(7) 環境目標・指標

環境に配慮した、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、環境と経済が一体となって向上するまちづくりを進めます

指 標	目標値	現状値
住宅用太陽光発電システム設置延べ件数	3,800件 (令和9年度)	2,941件 (令和3年度)

(4) 施策の方向

持続可能なエネルギー利用への転換に向けて、より二酸化炭素の排出が少なく生活の利便性・快適性を高めるエネルギーの利用や、再生可能エネルギー^{*}の導入を支援・促進します。また、「あきた次世代エネルギーパーク」を拠点とし、市民等との協働のもとでライフスタイル^{*}の変革に向けた啓発活動を広げていきます。

施策1 再生可能エネルギーの創出（創エネ）

- ① 太陽光や風力、バイオマス^{*}などの再生可能エネルギーへの理解を増進するため、「あきた次世代エネルギーパーク」を活用し、啓発や情報提供を行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 住宅や事業所での太陽光発電設備やバイオマスなどの活用について取組支援を行います。
【分野横断Ⅱ】
- ③ 太陽光や洋上風力、地中熱^{*}、小水力、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーの活用について調査・研究を行います。
- ④ 廃棄物処理施設において廃棄物の焼却熱を利用した発電を行います。
- ⑤ 今後、本県沖で事業が本格化する洋上風力発電については、地元企業の関連産業参入に向けた支援など、地域経済の振興につながる取組を進めます。【分野横断Ⅱ】



秋田市メガソーラー発電所

コラム5 「あきた次世代エネルギーパーク」に行ってみよう

市内には、豊かな風況をいかした風力発電施設、森林資源を活用したペレットボイラーや**バイオマス発電**などの木質バイオマス[※]関連施設をはじめ、太陽光発電施設、地中熱利用施設など、多種多様な再生可能エネルギー[※]施設が集積しています。

これらの特徴をいかした、あきた次世代エネルギーパークが、平成26年10月30日に、資源エネルギー庁から認定を受けました。

あきた次世代エネルギーパークは、市民や市外からの多くの来訪者に次世代のエネルギーを楽しみながら体感してもらうことで、将来の環境やライフスタイル[※]を考えるきっかけにしてもらうものです。趣旨に賛同した**42施設（令和4年8月現在）**で見学が可能です。

また、学校での授業や社会見学等に活用することで、再生可能エネルギーについての教育の推進、将来の人材育成、環境関連産業の振興など、地域の活性化につなげるねらいもあります。



あきた次世代エネルギーパークでの風車内部の見学

参考：秋田市ホームページ「あきた次世代エネルギーパーク」

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006073/1006100.html>

施策2 省エネルギーの推進（省エネ）

- ① 事業所等での省エネルギー診断や、事業所や店舗等の照明設備や空調設備などの高効率化に対する情報提供などを行います。【分野横断Ⅱ】
- ② 公共施設の整備に当たっては、省エネルギー型の設備・機器の率先導入およびエネルギー使用の見える化に努めます。
- ③ グリーン購入^{*}を推進します。

コラム6 中小企業等の省エネ診断を活用しよう

秋田市では、事業者の省エネルギー対策を促進するための支援策を実施しています。一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ診断を受けると、費用をかけない運用改善案件から、数年で回収できる設備投資案件まで、様々な提案を受けることができます。また、市の補助制度を活用することができます。

ぜひ、省エネ診断を活用してみましょう。

- **診断対象** 次のいずれかが対象です。
- ・ 中小企業（中小企業基本法に規定される事業者）
 - ・ 年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、原則として100キロリットル以上1,500キロリットル未満の工場・ビル等

参考：一般財団法人省エネルギーセンターホームページ「省エネ・節電ポータルサイト」

<https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>

施策3 環境への負荷の少ない心豊かな暮らし方への転換（ライフスタイルの变革）

- ① 将来の環境制約下においても、持続可能な心豊かな暮らしを実現するための政策や事業を立案できる人材の育成に努めます。
- ② 地域住民および事業者と連携したイベントの開催、ビジネスモデルの創出等を通じて、眠っている地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外にPRします。

(2) 環境分野2 循環型社会の構築



基本目標2

3 Rの推進と資源の好循環に基づく 持続可能な地域社会の構築による 快適な暮らしの実現

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷*の低減に協働で取り組むとともに、「もったいない」と思う心を育み、ごみの減量や資源の有効活用等について、自ら考え、行動する意識を醸成することで、将来にわたって快適に生活できる社会の実現を目指します。

目指す姿

- 大量生産、大量消費、大量廃棄の考え方を見直し、すぐにごみになるものを買わない、作らないというライフスタイル*への転換や事業活動の取組が浸透し、循環型社会*の仕組みが構築されています。
- 市、事業者および市民の適正な役割分担のもとで、各々の意識向上が図られ、環境への負荷が少ない循環型社会の構築が進んでいます。
- ごみの収集、運搬および処分における環境への負荷を低減するよう努めるとともに、安全で効率的な処理施設の構築と運用が図られています。

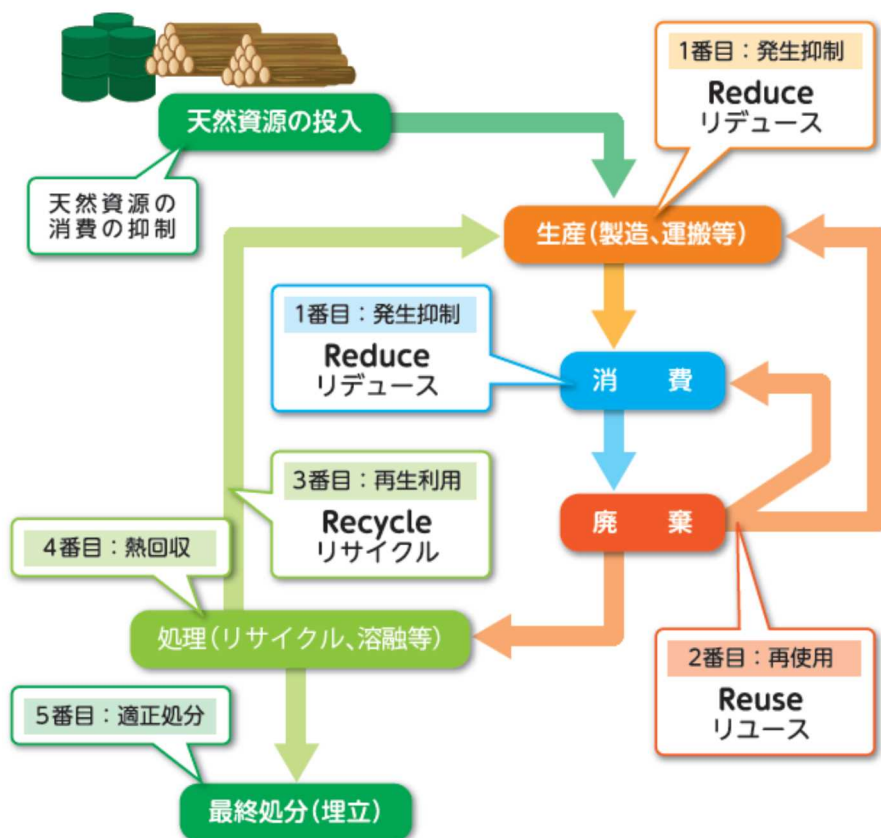
3R*で目指す「循環型社会*」について

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や便利な生活へのライフスタイル*の変化などによって引き起こされる様々な環境問題を解決するため、循環型社会の構築が求められています。

循環型社会を構築していくためには、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）および再生利用（リサイクル）の、いわゆる3Rを可能な限り推進していく必要があり、特に発生抑制（リデュース：ごみを出さないこと）、再使用（リユース：繰り返し使うこと）が重要です。

本市では、ごみの有料化をはじめとして、事業所への訪問指導、食品ロス*削減の啓発など、ごみの減量に向けた各種施策を展開しています。また、限りある資源の有効利用を図るため、各種のリサイクルに関する法律やリサイクル技術の動向を踏まえ、適切に対応しています。

市、事業者および市民が適切な役割分担の下、環境への負荷*を低減する取組を実施していくとともに、循環型社会の構築を目指し、協働で取り組んでいくことによって、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



ア 廃棄物の発生抑制・再使用と資源の好循環

(7) 環境目標・指標

循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制・再使用と効率よい資源循環を進め、協働で取り組みます

指 標	目 標 値	現 状 値
秋田市一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成		
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源化物および水銀含有ごみを除く。)	約480 g (令和7年度)	515g (令和3年度)
事業系ごみ排出量	約38,000 t (令和7年度)	37,843t (令和3年度)
リサイクル率*	約38% (令和7年度)	30.0% (令和3年度)

(イ) 施策の方向

持続可能な消費を通じて循環型社会*の構築を目指すため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のなかでも、ごみを出さないライフスタイル*やごみ減量のための事業活動を推進する2R（リデュース、リユース）に力を入れます。

そのために、家庭ごみについては、ごみ減量に関する周知・啓発の充実を図ります。事業系ごみについては、事業者による原材料の選択や製造・販売工程の工夫を支援・促進します。

さらに、再使用可能なマイボトルやマイバック等のリユースの取組や資源化物の分別を推進することに加え、食品ロス*削減やプラスチックごみの発生抑制への対応など使い捨て型から循環型のライフスタイルへの変革に向けて、市民等との協働のもと啓発活動を展開していきます。

施策1 廃棄物の発生抑制・再使用

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化に向けた取組を推進します。
- ② 廃棄物の減量に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R*を推進します。このうち、2R（リデュース、リユース）について優先的に取り組みます。

- ③ 市民や事業者に対し、2R（リデュース、リユース）に関する意識の啓発に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ④ ごみの分別および出し方についての更なる周知や徹底に努めます。
- ⑤ 食品ロス^{*}の発生抑制に向け普及啓発に取り組むほか、食品関連事業者が実施する食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- ⑥ 家庭から排出されるプラスチックごみの分別収集の実施に向け、分別基準の策定や周知方法といった課題を整理し、検討を進めます。

コラム7 生ごみ減量に取り組もう

秋田市の家庭ごみの約半分を生ごみが占めています。

生ごみを発生させないために、期限切れや食べ残しなどによる食品ロスを減らす取組が効果的です。また、発生してしまった生ごみは、減量のため水切りや堆肥化に取り組むことも効果的です。

① 生ごみは、十分に水を切りましょう

生ごみの重量が増えるのは、水分を多く含む食品が原因です。水切りネットを活用したり、乾燥させたりしてから捨てるようにしましょう。捨てる前にぎゅっとひと搾りで約10%の水分が抜けます。水分を減らすことで生ごみの悪臭も抑えられます。



② 家庭で堆肥をつくりましょう

コンポスターや電気式生ごみ処理機などで生ごみを堆肥化することができます。秋田市では、生ごみの減量を一層推進するため、コンポスターと電気式生ごみ処理機の購入費を補助しています。

施策2 資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源化物の再生利用に向けた取組を計画的に推進します。
- ② リサイクルプラザ^{*}や溶融施設などで資源化物の適正処理に努めます。
- ③ 地域や市民団体等の協力を得て、家庭系ごみの分別や再生利用を促進します。【分野横断Ⅰ】
- ④ 事業活動から発生する食品廃棄物について、バイオガス化等により資源として活用できるよう循環型産業との連携を進めます。
- ⑤ 事業者および市民に対し、グリーン購入^{*}の拡大を啓発します。

第5章 環境の保全と創造に向けた施策の展開

- ⑥ 廃棄物を処理するに当たっては、焼却熱を利用した廃棄物発電を行うなど、エネルギーの回収に努めます。
- ⑦ 使用済小型電子機器等を分別回収し、機器等に含まれるレアメタル^{*}をはじめとした有用金属の再生利用に努めます。

イ 廃棄物の適正処理の推進

(7) 環境目標・指標

廃棄物の適正な排出、収集、運搬および処分を進めます

指標	目標値	現状値
秋田市一般廃棄物処理基本計画の取組指標		
最終処分場への埋立量（平成25年度（3,375 t）比）	約10%削減 （令和7年度）	2,817 t （令和3年度）

(4) 施策の方向

廃棄物の適正処理を確保することにより、生活環境の保全に努めます。

施策1 廃棄物の適正処理の確保

- ① 秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理を進めます。
- ② ごみの効率的な収集および運搬の体制整備を行います。

施策2 廃棄物処理施設の計画的な整備

- ① 本市の廃棄物処理施設や最終処分場などの施設整備を計画的に推進します。
- ② し尿処理施設の今後の処理見込み量を踏まえた効率的な管理・運営を推進します。



秋田市総合環境センター（外観）



秋田市総合環境センター（ごみを受け入れるプラットフォーム）

(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保



基本目標3

穏やかで心地よい環境によって支えられる 安全な暮らしの実現

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷*を低減し、市民が健康で安全に暮らせる生活環境が確保される社会の実現を目指します。

目指す姿

- 自動車や工場・事業場から排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいさが保たれています。
- 家庭からの生活排水や工場・事業場からの排水に含まれる汚染物質が少なくなり、きれいな水環境が身近にあります。
- 河川や海、地下水などの水質が改善され、水の自浄作用や健全な水循環*が維持されています。
- 騒音や振動、悪臭などによる影響が小さくなり、穏やかでやすらぎのある生活環境が確保されています。
- 市民一人ひとりが、化学物質による環境リスクを正しく知り、みんなで情報を共有し、環境汚染のない安全に暮らせる環境が築かれています。

「安全な生活環境」について

大気環境や水環境を保全することは、私たち人間を含めた全ての生きものの命を支えていく基礎的条件の一つです。また、騒音や振動、悪臭、化学物質などの悪影響から身近な生活に関わりのある環境を守ることは、私たちの健康や安全な生活を確保していくために必要不可欠です。

本市では、大気環境の保全について、工場・事業場に対し排出基準の遵守を徹底させるとともに、法令等に基づく指導等を行っています。また、自動車排出ガス対策として、環境への負荷*の少ない次世代自動車*等への転換を促すなどの普及啓発活動も実施しており、おおむね良好な大気環境を保っています。

水環境の保全について、発生源となる工場・事業場や生活排水に関する対策を実施していますが、環境基準*を達成していない項目への対策が必要となります。

日常生活や事業活動において、健康で安全かつ快適な生活環境を維持しつつ今後も一人ひとりが環境に配慮した取組を積み重ねていくことで、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



ア 大気環境の保全

(7) 環境目標・指標

澄みわたった空、さわやかな大気環境を守ります

指 標	目標値	現状値
大気汚染に係る環境基準 (二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質*、二酸化窒素、光化学オキシダント*および微小粒子状物質*)	達成	一部未達成
有害大気汚染物質に係る環境基準 (ベンゼン*、トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	達成	達成
ダイオキシン類*に係る環境基準	達成	達成

(イ) 施策の方向

市域の大気環境の現状把握に努め、汚染物質の固定発生源である工場・事業場対策や移動発生源である自動車排出ガス対策等の充実を図ります。

施策1 固定発生源対策の推進

- ① 大気環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 大気汚染につながる焼却炉や発電設備などの自主的な管理の徹底を促進します。
- ③ 環境監視情報システム*により市内の大気環境を把握し、測定データを公開するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。
- ④ 大規模な工場に対して、環境監視情報システムによる監視体制を整備します。
- ⑤ 大気中のダイオキシン類、アスベスト*および有害大気汚染物質のモニタリング*を行います。
- ⑥ 工場・事業場に対し、排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑦ 必要に応じて公害防止協定*を締結し、又は見直し、環境への負荷*の低減を促進します。

施策2 移動発生源対策の推進

- ① 環境に配慮した運転（エコドライブ^{*}）、自転車の利用、自動車からバス・鉄道などの公共交通機関への利用転換などを促進します。
- ② 大気環境にやさしい次世代自動車^{*}（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車^{*}、燃料電池自動車^{*}、ハイブリッド自動車^{*}、クリーンディーゼル車^{*}など）の普及を促進します。【分野横断Ⅳ】
- ③ 道路交通の円滑化を図るため交通量などを把握し、その情報を提供します。
- ④ 渋滞をなくし道路交通の円滑化を図るため、道路整備などによる交通環境を改善します。【分野横断Ⅳ】

施策3 越境汚染の監視

- ① 環境監視情報システム^{*}により市内の大気環境を把握し、測定データを公開するとともに、必要に応じて見直しを行い、監視体制の充実を図ります。

コラム8 建築物のアスベスト対策

アスベスト^{*}は、天然の鉱物で、熱、摩擦等に強い性質があるので、これまで建築資材として様々な形で使われてきました。しかし、アスベストを吸い込むことにより、健康被害を引き起こすおそれがあるため、現在ではアスベストを使用することは禁止されています。

建築物のアスベスト対策については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）および廃棄物の処理及び清に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき対応することが義務付けられています。

秋田市では解体等工事が適切に実施されるよう、立入検査、特定工事施工者に対する指導事項等について規定した秋田市建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止に関する指導要綱を制定し、平成29年1月1日から施行しています。

解体等工事を行う際には、これらの法令等の規定に基づき、事前調査の結果の報告・保存、作業基準の遵守、隣接関係住民への周知、特定粉じんの濃度の測定などの対応を行う必要があります。

イ 水環境の保全

(7) 環境目標・指標

清らかで豊かな水環境を守ります

指 標	目標値	現状値
人の健康の保護に関する環境基準（カドミウム等27項目）	達成	達成
生活環境の保全に関する環境基準（pH等5項目）	達成	一部未達成
河川のBOD [*] に係る環境基準	達成	一部未達成
海域のCOD [*] に係る環境基準	達成	達成
湖沼のCODに係る環境基準	達成	一部未達成
地下水に係る環境基準	達成	一部未達成
ダイオキシン類 [*] に係る環境基準	達成	達成
水質汚濁事故件数（平成27年度比）	50%削減 (令和9年度)	26件 (令和3年度)

(イ) 施策の方向

水環境については、環境基準^{*}を達成していない水域および地下水調査地点があることから、継続的な現状把握に努め、汚染物質の発生源となる工場・事業場対策および生活排水対策の充実を図ります。また、流域自治体や関係機関との連携を深め、健全な水循環^{*}の維持又は回復に向けた取組を進めます。

施策1 水質汚濁防止対策の推進

- ① 水環境の保全に関する啓発を行います。
- ② 河川、海域（海水浴場を含みます。）、湖沼および地下水の調査を定期的に実施し、水質の把握に努めます。
- ③ 大規模な工場に対して、環境監視情報システム^{*}による監視体制を整備します。
- ④ ダイオキシン類による汚染状況について調査を行います。
- ⑤ 工場・事業場に対して、排出基準の遵守を徹底させます。
- ⑥ 必要に応じて公害防止協定^{*}を締結し、又は見直し、環境への負荷^{*}の低減を促進します。
- ⑦ 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。

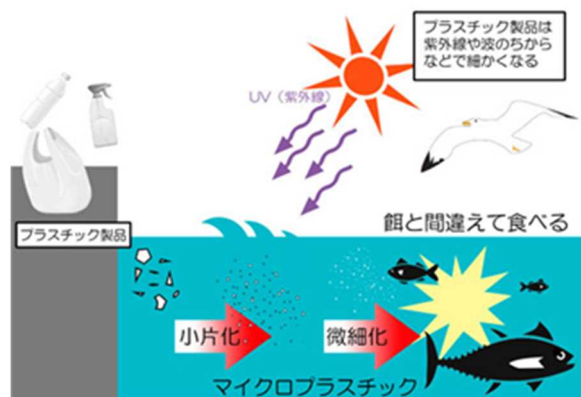
- ⑧ 水質汚濁につながる化学物質の自主的な管理の徹底と使用の削減を促進します。
- ⑨ ゴルフ場に対しては、環境保全協定を適正に運用し、農薬の管理の徹底と使用量の削減を促進します。
- ⑩ 油流出事故などに対し、迅速に対応できる体制を整備します。

コラム9 マイクロプラスチックによる海洋汚染

ペットボトルやレジ袋といったプラスチック製品等が海に流れると、紫外線や熱による劣化で次第に微細片化していきます。このような廃プラスチックや洗顔料・歯磨き粉などのスクラブ（研磨）材に使用されているマイクロビーズなどのうち、大きさが5mm以下のプラスチック片を「マイクロプラスチック」と呼びます。

マイクロプラスチックは表面に有害物質を吸着する性質があり、海洋生物に取り込まれて生態系*に悪影響を及ぼすことが危惧されています。

●マイクロプラスチックが海洋生物に取り込まれていく仕組み



施策2 生活排水対策の推進

- ① 地域の特性に応じた、公共下水道の整備、農業集落排水施設*の整備、浄化槽*の普及を推進し、公共用水域の保全およびより快適な生活環境の確保を図ります。
- ② 生活排水による水質汚濁を防止するための処理施設の普及と意識の啓発を図ります。
- ③ 水洗化に対する融資あっせんや助成金の交付等を行い、下水道などへの接続を促進します。

施策3 水資源の保全と有効利用

- ① 事業者および市民に対し、水の有効利用についての啓発に努めます。
- ② 融雪に利用した地下水を、再び地中に戻すなど地下水の保全を図ります。
- ③ 国や秋田県などの関係機関や雄物川流域の自治体等と協力し、良好な水資源の確保を図ります。

ウ その他の生活環境の保全

(7) 環境目標・指標

健やかでやすらぎのある生活環境を守り、安全に暮らせる環境づくりを進めます

指 標	目 標 値	現 状 値
騒音に係る環境基準（住宅地等の一般環境）	達成	達成
自動車騒音に係る要請限度	達成	達成
道路交通振動に係る要請限度	達成	達成
ダイオキシン類 [*] による土壌の汚染に係る環境基準	達成	達成
悪臭に係る苦情件数（平成27年度比）	50%削減 (令和9年度)	13件 (令和3年度)

(1) 施策の方向

騒音、振動および悪臭ならびにダイオキシン類等の有害化学物質^{*}等について、現状把握に努め、発生源となる工場・事業場対策および生活環境の保全対策の充実を図ります。

施策1 騒音、振動、悪臭等の対策の推進

- ① 家庭生活に伴う騒音および悪臭を防止するための自主的な対策を促進します。
- ② 騒音、振動および悪臭の調査を定期的を実施し、市域の生活環境の状況把握に努めます。
- ③ 騒音等の監視設備・機器の充実および調査データの解析の迅速化に努めます。
- ④ 騒音、振動、悪臭等の規制基準の遵守を徹底させ、また、これらの更なる低減に努めるよう啓発を行います。
- ⑤ 必要に応じて公害防止協定^{*}を締結し、又は見直し、環境への負荷^{*}の低減を促進します。
- ⑥ 騒音、振動、悪臭等の防止に関する啓発を行います。
- ⑦ 建設・土木作業に対して、低公害型の工法や建設機械の導入のほか、適切な工事時間帯の選定や遮音などの対策を促進します。
- ⑧ 深夜営業の飲食店および店舗に対して、周辺的生活環境へ配慮するよう促します。

- ⑨ 農地、公園、街路樹、植栽、ゴルフ場等における農薬の使用を抑制するとともに、使用に当たっては毒性の低いものを優先するよう促します。
- ⑩ 日照障害、電波障害、光害*などを防止するための自主的な対策を促進します。
- ⑪ 使用している化学物質の適正な取扱いおよび管理について助言・指導します。
- ⑫ ダイオキシン類*等の有害化学物質*による汚染状況などについて調査を行います。

施策2 廃棄物の不適正処理の未然防止

- ① 廃棄物処理施設、処理業者および排出事業者に対する監視や指導に努めます。
- ② 不法投棄および野外焼却の未然防止に努めます。



一般環境騒音調査の様子



道路騒音調査の様子

(4) 環境分野4 自然共生社会の構築

(秋田市生物多様性地域戦略)

本計画の環境分野4に関する内容は、本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することにより自然共生社会の構築を目指すものであり、生物多様性基本法第13条に基づく「秋田市生物多様性地域戦略^{*}」（以下「本地域戦略」という。）として位置づけられます。

【本地域戦略の基本的事項】

- 1 対象範囲は秋田市全域とします。
- 2 推進体制および進行管理は本計画と一体的に行うものとします。
(本計画の第7章を参照)

基本目標4

あきたらしい自然に包まれ、 人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現

美しく多様性に富んだ秋田市の自然は、次世代に継承すべき市民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていくとともに、自然からの恵みを持続的に享受できるよう、多様な自然環境を保全し、人と自然がふれあう、自然共生社会^{*}の実現を目指します。

目指す姿

- 桜舞う千秋公園をはじめとして、夕日に映える日本海、紅に染まる太平山、白鳥の訪れる雄物川など、四季折々の美しい自然が継承されています。
- きれいな空気、豊かな水、食料や資材をはじめ、自然が持つ防災・減災機能、自然の上に成り立つ生活文化やレクリエーションなど、自然からの恵みによって、市民の暮らしや生活が支えられています。
- 自然とのふれあいを通じて、自然環境を保全することの大切さを学び、美しい風景、歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます。
- 生物の生息・生育空間が保全され、自然の生態系^{*}が維持・回復しています。



「自然共生社会*」について

私たち人間を含め全ての生物は、それぞれ豊かな個性を持ちながら、自然の一部として互いにつながりあっています。様々な生態系があること、様々な種の生きものがいること、同じ種の生きものでも様々な個性があることを、「生物多様性」と言います。きれいな水や空気、食料、医薬品、様々な製品の原材料など、私たちの暮らしは「生物多様性」がもたらす自然の恵みによって支えられています。

本市では、自然環境調査により市内の生物相の現況を把握するとともに、ホテル観察会などの環境教室の開催を通じて自然体験学習の場を創出しているほか、NPOなどの民間団体が行う保全活動および体験活動を支援することで自然環境保全活動の活性化を図っています。

私たちが将来にわたって自然の恵みを享受できる「自然共生社会」を実現するためには、生物多様性について理解を深めるとともに保全と持続可能な利用の観点から、調和のとれた施策を実施していくことが必要です。



ア 生物多様性の普及・啓発

(7) 環境目標・指標

生物多様性への理解を促進し、自然と共生した社会を実現します

指 標	目標値	現状値
生物多様性に関する啓発物の配布数（年間）	5,000部	2,511部 (令和3年度)
ホテルマップ作成時のホテル生息状況調査の報告件数	1,500件	536件 (令和元年度)

(4) 施策の方向

本市には様々な自然環境に野生生物が生息・生育し、豊かな生物相が育まれていることから、生物多様性^{*}の現況を把握するとともに、その大切さについての啓発を行います。

また、市民等との協働の下、森林や農地、河川、海などの多様な自然環境を保全していくことにより、生態系^{*}ネットワークの維持に努めます。

施策1 生物多様性の状況の把握と理解の促進

- ① 市内の野生生物についての調査を行い、自然環境の現況把握に努めます。
- ② 市内の野生生物についての調査結果を活用し、教育関係機関と連携した環境学習や市民向けの環境教室等において、生物多様性の普及・啓発に努めます。
- ③ 自然環境配慮指針により、事業活動による自然環境への影響を最小限にとどめます。
- ④ 豊かな生物多様性の象徴であるホテルの生息状況調査を市民参加で行います。【分野横断Ⅰ】

施策2 希少種の保全と外来種への対策

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律^{*}（平成4年法律第75号）の適正運用により、野生生物の保護と生息環境の保全に努めます。
- ② 市民や事業者等に対し、外来種が生態系等に被害を及ぼすおそれについて啓発に努めます。
- ③ 市民や事業者等が行う在来種の保全や外来種の駆除などの活動を支援します。

- ④ 市民や事業者等が定める自然環境の保全等のための自主的な活動を行う計画を自然環境保全条例に基づく市民活動計画として認定し、広く周知を図ります。

コラム10 身近な外来種について考えてみよう

外来種とは、もともといなかった地域に、人間の活動によって海外や国内の他の地域から入ってきたものをいいます。

市内では、植物のニセアカシアやオオキンケイギク、魚類のオオクチバス（ブラックバス）、は虫類のアカミミガメ（ミドリガメ）、さらにウシガエルやアメリカザリガニなどの外来種が確認されています。

これらの外来種の中には、もともといる生物を食べたり、農作物を食害したりするなど、生態系や農業に悪影響を与えているものもいます。

「外来種被害予防三原則」

① 入れない

海外からはもちろん国内の他地域から、生物を入れてはいけません。

② 捨てない

ペットなどを野外に捨ててはいけません。最後まで責任を持って飼いましょう。

③ 拡げない

既に定着している外来種を、移動してはいけません。

●オオキンケイギク●



イ 多様な自然環境の保全と持続可能な利用

(7) 環境目標・指標

多様な自然環境を保全し、持続可能な利用を進めます

指 標	目標値	現状値
市域の緑地等（農用地、森林、原野、水面・河川・水路）の割合	83.2% (令和12年度)	83.3% (平成29年度)
市街化区域内における緑地面積	1,877ha (令和9年度)	1,857.83ha (令和3年度末)

(4) 施策の方向

森林や農地、河川等が有する多面的機能^{*}を維持していくために、適切な維持管理を促進し、持続可能な利用を図っていきます。

施策1 豊かな緑の確保

- ① 緑豊かな都市環境の形成を目指し、市民協働の下、都市緑化の推進および緑化意識の向上に努めます。【分野横断Ⅰ】
- ② 秋田市緑の基本計画に基づいて、都市公園の整備に努めます。
- ③ 市民のニーズなどを踏まえながら、既存公園・緑地の質の向上を図ります。
- ④ 公園の設置に当たっては、地域住民の日常的な利用が可能となるような、地域バランスを踏まえた配置に努めます。
- ⑤ 学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ⑥ 緑地協定などにより、工場や店舗などの敷地内の緑化を促進します。
- ⑦ 歴史のある樹木、貴重な樹木等を保存樹に指定し、その保全に努めます。

施策2 森林や農地、河川等が有する多面的機能の持続可能な利用

- ① 森林の適正な管理および活用に努め、水源涵養機能^{*}および防災など市民の生活環境を守る機能の維持を図ります。
- ② 森林資源としての松林等を保全し、飛砂、風害等から市民生活を守るため、森林病虫害等の防除に努めます。
- ③ 森林のもつ健康増進効果および生きがいつくり、やすらぎの場としての働きに着目し、森林の新たな活用のあり方を検討します。【分野横断Ⅲ】

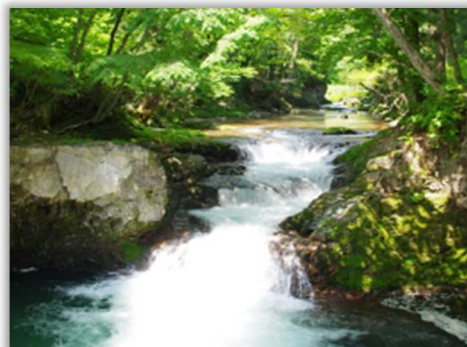
- ④ 小中学校の学校給食に、地場産農産物を使用するなど農産物の地産地消^{*}を推進します。【分野横断Ⅱ・Ⅲ】
- ⑤ 自然環境に配慮したため池の整備を推進します。
- ⑥ 河川の改修に当たっては、治水・利水機能の向上に努めるとともに、水辺の生きものが生息可能な河川環境を保全します。
- ⑦ 市内の自然環境等を対象に、環境教育・環境学習にもつなげていく活動を促進します。【分野横断Ⅲ】
- ⑧ 継続的な種苗放流の実施等によって、水産資源の維持・回復を図ります。【分野横断Ⅱ】
- ⑨ 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や緑地の保全を図るとともに市街地等の緑化を推進します。
- ⑩ 森林の生産性向上と多面的機能の向上のため、間伐および間伐材の一部を木質バイオマスとして活用することを促進します。
- ⑪ 森林施業の集約化や路網整備など効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを支援します。
- ⑫ 農地の多面的機能が適切に発揮されるよう、農業者と地域住民・団体との協働による農地や水路等の維持・保全活動を支援します。

施策3 野生生物との適切な関係の確保

- ① 秋田市鳥獣被害防止計画により、野生鳥獣による農作物被害や生活環境被害などの防止に取り組みます。
- ② 特別天然記念物のカモシカの食害対策に当たり、防護網を支給し、共存のための方策を実施していきます。
- ③ 貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然と共生する上でのマナーの周知を図ります。



ミズバショウ群生地（河辺岩見字鶺養）



伏伸の滝（河辺岩見字鶺養）

ウ 自然とのふれあいの促進

(7) 環境目標・指標

先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくりを進めます

指 標	目標値	現状値
市が実施又は支援する自然環境保全又は体験活動等の延べ参加者数（年間）	1,000人 （令和9年度）	444人 （令和3年度）

(4) 施策の方向

自然環境を背景とした歴史、文化財、街なみ等にも着目し、自然とのふれあいの場・機会を提供します。

施策1 自然とふれあう場・機会づくりの確保

- ① ホタル観察会の実施など、本市の豊かな自然に親しむ機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ・Ⅲ】
- ② 農業体験学習を実施し、市民が土にふれる機会を創出します。【分野横断Ⅲ】
- ③ 雪国ならではの体験学習を実施し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。
- ④ 市民団体等が行う自然観察会や体験教室などの活動を支援します。

施策2 都市景観の形成・保全

- ① 橋りょうの整備や改修に当たっては、地域住民に親しまれるよう周辺の環境に調和したデザイン等の工夫に努めます。
- ② 市街地を流れる河川の親水性を高めるための施設整備に努め、気軽に水とふれあえる河川づくりを推進します。

施策3 自然と歴史的・文化的環境との調和

- ① 千秋公園や高清水公園など自然環境と一体となった史跡や景観をいかしたまちづくりを推進します。【分野横断Ⅲ】
- ② 市民の郷土意識の醸成および文化の振興を図るため、先人から引き継いだ貴重な文化財を後世に継承できるよう、保存に努めます。
- ③ 竿燈などの郷土の祭りや伝統行事などを伝承し、保存していくため、郷土意識の醸成を図るとともに、必要な自然や街なみの保全と整備に努めます。【分野横断Ⅲ】
- ④ 文化財への理解の促進を図るため、復元整備した建物および発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座および体験学習を実施するなど、文化財の活用に努めます。



千秋公園（胡月池）



高清水公園（築地塀）

(5) 環境分野5 協働による環境保全の取組



基本目標5

あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現

事業者および市民による自発的かつ積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供および環境教育・環境学習を推進していくとともに、環境の保全および創造に向けて、市、事業者および市民のそれぞれが自らのライフスタイル*を変革し、協働による環境保全活動の実践を進めていく社会の実現を目指します。

目指す姿

- 子どもから大人までのあらゆる世代で、秋田市の自然、歴史・文化等から環境の大切さを学ぶ環境教育・環境学習が行われています。
- 市、事業者、市民、民間団体等全ての主体がパートナーシップ*の下、それぞれの責務と役割を果たし、協働による環境保全活動の実践を通じて、環境保全に対する人々の意欲および地域への愛着が深まっています。
- 県都としての都市機能を有しながら、豊かな自然環境等に恵まれた特徴をいかした環境にやさしい心豊かな暮らし方に光をあて、新たな人の流れをつくり出すことで、魅力ある秋田市になっています。

「協働による環境保全の取組」について

協働による環境保全の取組を進めていくためには、私たち一人ひとりの意識を変え、ライフスタイル[※]を変革し、主体的に環境保全活動に取り組んでいけるよう、家庭や学校、職場、地域など、様々な場で環境教育・環境学習を進めていくことが重要です。そして、事業者、市民、市民団体等が、互いに連携し、環境保全活動に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要になってきます。

本市では、環境学習のサポートとして、自発的な環境学習を支援できるように、職員を講師として様々な場に派遣しています。小中学校だけではなく、地域の学習会も対象としており、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組が実施されていくよう、これからも総合的に推進していきます。

様々な主体が支え合いながら環境教育・環境学習や環境保全活動を行う協働の取組を進めていくことで、地域環境が整備され、目指す姿に示した秋田市になっていきます。



ア 環境教育・環境学習の推進

(7) 環境目標・指標

環境教育・環境学習を通じて人材を育成するとともに、誰もが意欲的に環境の保全および創造に取り組んでいく仕組みづくりを進めます

指 標	目標値	現状値
市が実施する環境学習講座の開催回数および参加者数（年間）	80回、2,800人 （令和9年度）	61回、2,910人 （令和3年度）

(4) 施策の方向

子どもから大人までのあらゆる世代の市民を対象として、学校、家庭、地域、職場、野外活動等多様な場・機会を通じて、総合的に推進します。

また、市民生活に密着した環境情報を提供するなど、身近なところから環境問題の解決に向けた一人ひとりの自発的な取組がなされるよう、環境教育・環境学習を推進します。

施策1 環境学習プログラムの整備と機会の充実

- ① 市広報、テレビ、インターネットやSNS*などの様々な広報手段を用いて環境教育・環境学習に関する啓発を行います。
- ② 市民向けの環境教室や事業者向けの環境セミナーなどを開催します。
- ③ 小中学校や関係行政機関などとの連携により、小中学校における学習プログラムの中に環境教育を導入し、その推進に努めるとともに、環境教育・環境学習のあり方について検討します。
- ④ 体験学習や自然観察会の実施など、四季折々の自然に親しむ機会の充実を図るとともに、環境教育・環境学習につなげる機会・プログラムの充実を図ります。



かんきょうについて考えよう
（環境学習サポート事業）

- ⑤ 環境展などの各種イベントを通じて、市民の環境に対する関心を喚起します。
- ⑥ 子どもたちの地域におけるリサイクル活動や、クリーンアップ活動など、地域の環境保全活動への参加する機会の充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ⑦ 雪国ならではの体験学習などを開催し、雪との関わりを前向きに捉える機会を設けます。



冬の自然観察会（環境教室）

施策2 情報の収集と提供

- ① 市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動に関する各種情報の提供を行います。
- ② 図書館など公共施設における環境に関する資料の整備を推進します。
- ③ 教育関係機関と連携し、環境教育・環境学習のための教材の整備を行うとともに、ICTを活用した環境情報の提供に努めます。
- ④ 環境情報の全庁的活用や事業者および市民への公開などにより、環境情報の共有化を図り効果的な環境対策を推進します。



小学生環境学習副読本

イ 自主的な環境保全活動の促進と協働による取組の推進

(7) 環境目標・指標

市、事業者および市民による環境保全活動を支援・促進するとともに、協働により取り組む社会を実現します

指 標	目標値	現状値
自然環境保全市民活動計画の認定団体数	10団体 (令和9年度)	4団体 (令和3年度末)
春の清掃月間の町内会の参加率	75% (令和9年度)	52% (令和4年度)

(イ) 施策の方向

事業者、市民、市民団体等による環境保全行動を支援・促進し、環境配慮型のライフスタイル^{*}の普及を図ります。また、市、事業者および市民の協働による取組を推進するための体制や仕組みを構築します。

施策1 環境に配慮した自主的な活動の促進

- ① 事業活動における環境保全行動に関する情報提供を行います。
- ② 事業者が行う環境保全活動を把握し、情報提供等を行います。
- ③ 市自らが、環境配慮に向けて、事業者の環境配慮を促進するよう取組みます。
- ④ 公共事業や各種開発事業、土地利用の変更などに際して、自然環境配慮指針等を参考^{*}に、適切な助言・指導を行います。
- ⑤ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）および秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）に基づいて適切に対応します。
- ⑥ 大規模小売店舗立地法^{*}（平成10年法律第91号）に基づき周辺地域の生活環境の保全のための措置や、廃棄物の減量化およびリサイクルの推進など適切な対応を図ります。

施策2 連携した各主体の協働による環境保全活動の推進

- ① 町内会やNPO*などが行う環境保全活動への支援を行います。【分野横断Ⅰ】
- ② 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ③ 市民参加による身近な生きものの調査や、地域におけるリサイクル活動、クリーンアップ活動など、市民等との協働による環境保全活動の支援充実を図ります。【分野横断Ⅰ】
- ④ 関係する地方公共団体、市民団体、企業等が連携し、協働して環境保全活動を推進します。【分野横断Ⅰ】
- ⑤ 市、事業者および市民が協働して、効率的に環境保全活動を実施していくためのネットワークづくりを推進します。【分野横断Ⅰ】



クリーンアップ活動
(竿燈前清掃)



秋田市地球温暖化防止活動推進センターの活動
(環境展)

ウ 地域に根ざした環境共生スタイルの推進

(7) 環境目標・指標

地域の資源を効果的に活用することで、環境と共生する心豊かな暮らし方を実現します

指 標	目 標 値	現 状 値
「あきた次世代エネルギーパーク」の見学者数（年間）	1,400人 （令和9年度）	602人 （令和3年度）

(イ) 施策の方向

環境にやさしく心豊かに暮らすことのできる、環境共生型のライフスタイル[※]・ワークスタイル[※]を提案・発信します。

施策1 地域の環境特性をいかした魅力の発信

- ① 森林や農地、河川、海岸など市内の多様な自然環境を、貴重な資源として保全し、持続的な活用を図っていくために、地域の特性に応じた環境施策を推進します。
- ② 風力、木質バイオマス[※]等の再生可能エネルギー[※]の普及や、自然を保全し、ふれあう仕組みづくりなどを通じて、環境と共生[※]する心豊かな暮らし方を本市の魅力として広く内外に発信していきます。【分野横断Ⅲ・Ⅳ】
- ③ 市内の多様な再生可能エネルギー施設を「あきた次世代エネルギーパーク」としてPRし、見学してもらうことで環境意識の醸成を図り、**太陽光発電設備**やペレットストーブなどの普及拡大につなげます。【分野横断Ⅱ・Ⅳ】
- ④ 豊かな自然の象徴であるホタルの保全活動を通じて、市民の環境保全意識の醸成を図るとともに、人と豊かな自然が共生する秋田市の魅力のPRに努めます。【分野横断Ⅲ】

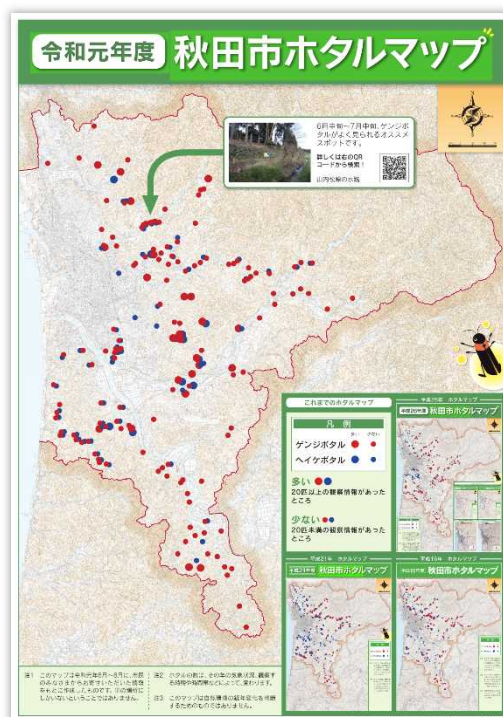
コラム11 ホタルマップでホタルをさがしてみよう

自然が豊かな秋田市では、多くの場所でホタルを見ることが出来ます。

ホタルの観察を通して、身近な自然に関心を持ち、自然に親しむきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。

秋田市では、平成6年度から5年ごとに、市民と協働してホタルの生息状況調査を行ってきました。その調査結果をもとに、市民が身近な自然に目を向け、環境問題により関心を持っていただくため、**令和元年度版**の秋田市ホタルマップを発行しています。是非、ご利用ください。

●秋田市ホタルマップ



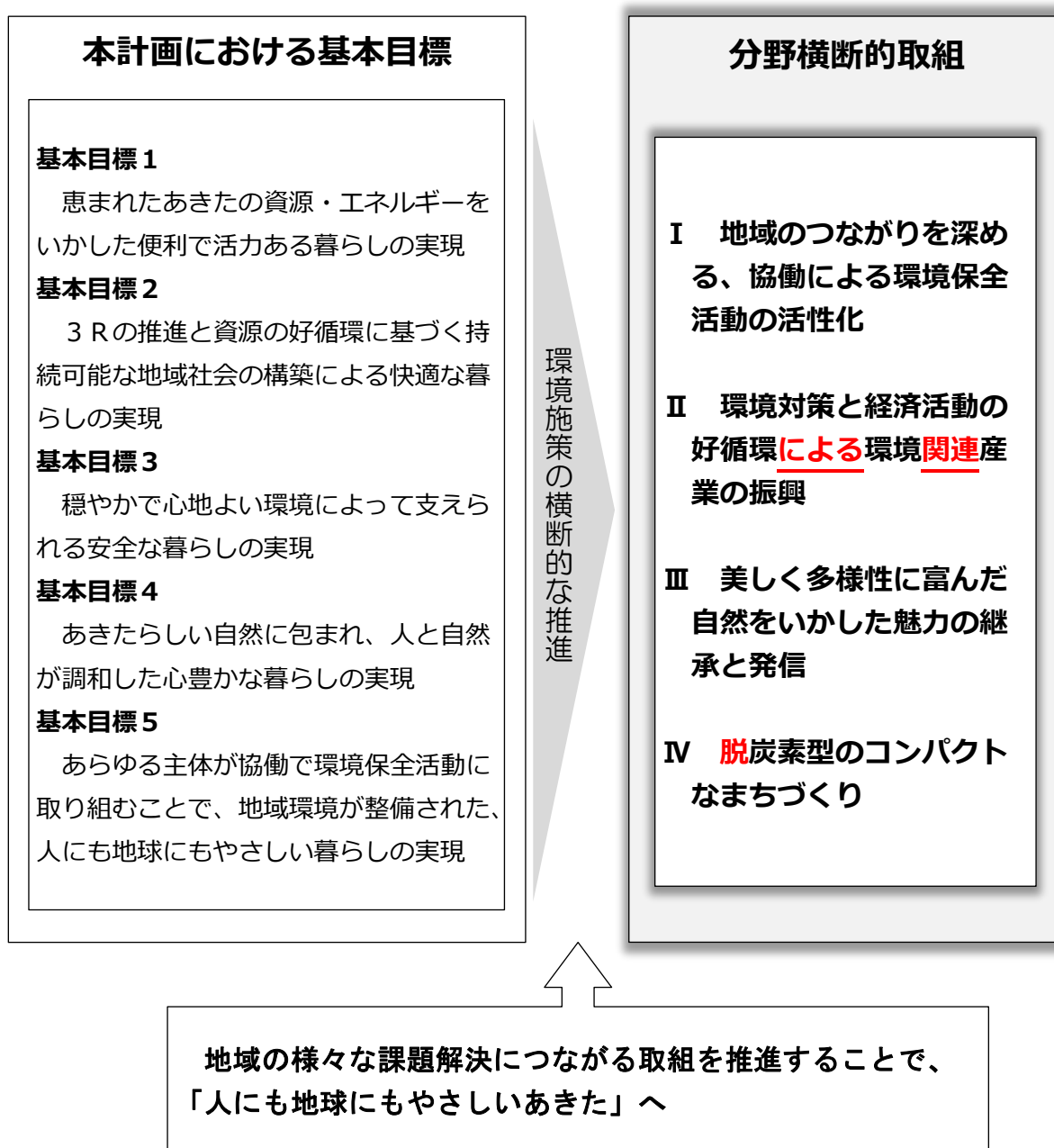
参考：秋田市ホームページ「令和元年度版秋田市ホタルマップ」

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1006075/1006126.html>

2 分野横断的取組

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であるとともに、その解決に必要な施策は多岐にわたります。環境の保全および創造に向けた取組を牽引していくため、各分野間の施策を横断的に推進することが有効です。これらの諸課題の解決につなげるため、環境の保全と創造に向けた4つの分野横断的取組を設定します。

(1) 4つの分野横断的取組（再掲）



分野横断的取組 I

地域のつながりを深める、協働による環境保全活動の活性化

本市では、人口減少・少子高齢化が進み、高齢になっても健康で自立した生活を送れるよう、生涯を通じ地域コミュニティの中で活躍できる機会を創出していくことが必要です。

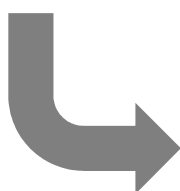
市民の環境保全活動への高い参加意欲に根ざし、河川や海岸の清掃、森林整備などの地域の課題の解決に寄与する環境保全活動をより一層活発化させ、地域における住民同士のつながりを深めていきます。

地域での課題解決に向けた環境保全活動の活発化（環境分野2・4・5）

- 2Rや地域におけるリサイクル活動およびクリーンアップ活動の促進
- 緑化活動の促進
- 市民参加による身近な生きものの調査の実施
- 自然とのふれあいおよび体験活動の機会の充実

協働による環境保全活動を支える様々な支援（環境分野5）

- 市民団体等が行う環境保全活動への支援
- 環境保全活動を実践する市民等の交流および情報交換の推進
- 協働して活動するためのネットワークづくりの推進



波及効果

- **地域コミュニティにおける生きがいづくり**
- **地域における住民同士のつながりの深化**

分野横断的取組Ⅱ

環境対策と経済活動の好循環による環境関連産業の振興

本市では、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口[※]の減少による中小企業や農家の後継者不足、需要低下による経済活動の縮小などが問題となっています。

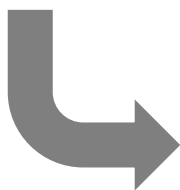
美しく多様性に富んだ秋田市の自然資源をいかした環境関連産業の振興を図っていくことにより、環境対策と経済活動の好循環による地域経済の活性化に結びつけていきます。

自然資源、再生可能エネルギー[※]の利活用の促進（環境分野1・4）

- ・ 事業所等での省エネルギー診断および省エネルギー機器・設備（LED[※]照明、高効率空調など）の普及
- ・ 住宅、事業所、遊休地、**公共施設**等での再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス[※]利用など）の導入促進
- ・ フードマイレージ[※]の低減の観点からの、地場産農産物・地域特産品の市内流通の促進（啓発活動）
- ・ 学校給食や飲食店等での地場産農産物・地域特産品の利用拡大による地産地消[※]の推進

環境関連産業の育成支援（環境分野1・4）

- ・ 太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（「あきた次世代エネルギーパーク」を活用した啓発、情報発信）
- ・ 洋上風力発電**関連産業への地元企業の参入に向けた支援**



波及効果

- 環境関連産業の振興
- 環境対策と経済活動の好循環による地域経済の活性化

分野横断的取組Ⅲ

美しく多様性に富んだ自然をいかした魅力の継承と発信

本市では、高校、大学等の卒業に伴う進学・就職などによる県外への転出が進む一方、転入は県内市町村からに偏っており、転出超過の傾向が続いています。市外への人口流出を抑えるとともに、県外からの移住を促進することが必要です。

「都市の利便性と豊かな自然が調和した美しいまち」という本市の魅力をPRするとともに、その良さを実際に体験できる場・機会を増やしていくことにより、交流人口の増加につなげていきます。

自然を体験・観光する機会の提供（環境分野1・4・5）

- ・ 体験学習や自然観察会、農業体験、環境保全活動などの機会の提供
- ・ 市内の自然を楽しむ体験、地域の自然を活かした環境教育・環境学習の促進
- ・ 自然環境と一体となった史跡や景観、自然に支えられた郷土の祭りや伝統行事などの伝承・保存

自然と調和する美しいまちの魅力のPR（環境分野1・4・5）

- ・ 再生可能エネルギー^{*}の普及や自然とのふれあいなどを促進していく仕組みづくり
- ・ 地域資源を活用した心豊かな暮らし方を内外に発信
- ・ 森林の新たな活用のあり方の検討（森林のもつ健康増進効果および生きがいづくり又はやすらぎの場としての働きの活用）
- ・ 地場産農産物・地域特産品による地産地消^{*}の推進



波及効果

- **移住の促進**
- **観光振興**
- **交流人口の増加**

分野横断的取組Ⅳ

脱炭素型のコンパクトなまちづくり

本市では、人口減少に伴い、エネルギー消費や温室効果ガス^{*}の排出、廃棄物の排出など、環境への負荷^{*}が減少していくと予想されます。一方で、市街地の低密度化や公共交通の利用者の減少などが進行してしまうと、インフラの維持・更新などのコスト増大や公共サービスの低下も危惧されます。

自動車での移動による温室効果ガスの排出抑制につながる、エネルギー消費効率のよい脱炭素型の都市構造を基本としたコンパクトなまちづくりを進めていきます。

脱炭素型の都市構造への転換促進（環境分野1・3）

- ・ 集約型都市構造の実現に向けた無秩序な市街地拡大の抑制と適切な土地利用の規制・誘導
- ・ 交通網の整備および道路交通の円滑化（道路整備などによる交通環境の改善）
- ・ 建築物の環境性能の向上（省エネルギー化および高断熱化）
- ・ 住宅、事業所、遊休地、公共施設等での再生可能エネルギー^{*}の導入促進

脱炭素社会の構築に向けた啓発と情報発信（環境分野1・3・5）

- ・ 家庭、事業所等での地球温暖化^{*}防止についての啓発および情報提供
- ・ 移動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制、自転車利用、公共交通機関への利用転換、次世代自動車^{*}などについての啓発
- ・ 太陽光や風力、バイオマス^{*}エネルギーなどの再生可能エネルギーへの理解の増進（「あきた次世代エネルギーパーク」を活用した啓発および情報発信）
- ・ 再生可能エネルギーの普及や自然とのふれあいなどを促進していく仕組みづくり

波及効果

- 利便性が高く、快適なまちづくり
- 環境保全に対する市民の意識の醸成

第 6 章

環境配慮行動

第6章 環境配慮行動

本計画の望ましい環境像を達成するために、日々の暮らしや事業活動の中で、環境に配慮した自主的な取組も不可欠です。

このため、環境分野ごとに設定した基本目標に沿って、市民の日常生活や事業者による事業活動の各場面で環境に配慮した行動が求められます。

●日常生活や事業活動の各場面での環境配慮

環境分野	基本目標	市民の日常活動	事業者による事業活動
分野1 脱炭素社会の構築	基本目標1 恵まれたあきたの資源・エネルギーをいかした便利で活力ある暮らしの実現	ア 電気やガス、灯油などを使うとき イ 買物をするとき ウ 外出するとき エ 住宅の管理や新築・増改築をするとき	ア エネルギー・資源を使用するとき イ 移動・輸送するとき ウ 建物の管理や新築・増改築をするとき
分野2 循環型社会の構築	基本目標2 3Rの推進と資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現	ア モノを使うとき イ 買物をするとき ウ ごみを出すとき エ 地域の活動に参加、協力するとき	ア 使うとき、購入・調達するとき イ 製品・サービスを提供するとき ウ 廃棄物を排出するとき エ 地域に貢献するために
分野3 安全な生活環境の確保	基本目標3 穏やかで心地よい環境によって支えられる安全な暮らしの実現	ア 大気環境を守るために イ 水環境を守るために ウ その他の生活環境を守るために	ア 大気環境を守るために イ 水環境を守るために ウ その他の生活環境を守るために
分野4 自然共生社会の構築	基本目標4 あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現	ア 自然にふれあい、楽しむとき イ 自然環境に負担をかけないために ウ 住宅の管理や新築・増改築をするとき エ 地域の活動に参加、協力するとき	ア 事業活動の中で自然環境に配慮するために イ 建物の管理や新築・増改築をするとき ウ 地域に貢献するために
分野5 協働による環境保全の取組	基本目標5 あらゆる主体が協働で環境保全活動に取り組むことで、地域環境が整備された、人にも地球にもやさしい暮らしの実現	ア 環境情報を取り入れ、活用するために イ 環境について学ぶために ウ 地域での環境教育・環境学習を広めるために	ア 環境管理を進めるために イ 社内の環境教育のために ウ 環境情報を活用、提供するために エ 地域に貢献するために

1 市民の環境配慮行動

(1) 環境分野 1 脱炭素社会の構築

ア 電気やガス、灯油などを使うとき

- 日常生活における電気、ガス、灯油などのエネルギーの使用状況をチェックし、節約に努めましょう。
- エアコンやテレビ、照明などの家電製品の節電に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を適正にし、クールビズ[※]・ウォームビズ[※]に取り組みましょう。
- 照明のこまめな消灯や照度管理などを行い、節電に努めましょう。
- テレビやパソコン、温水便座などは省エネモードを活用しましょう。
- 各家庭のエネルギー使用状態をチェックし、省資源や省エネルギーを実践しましょう。

イ 買物をするとき

- 家電製品を購入するときは、省エネ製品を選択しましょう。
- 照明を取り替えるときは、LED[※]照明を選択しましょう。

ウ 外出するとき

- 徒歩又は自転車の利用、公共交通機関の利用など、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。
- ふんわりアクセルやアイドリングストップ[※]など、環境に配慮したエコドライブ[※]の実践に努めましょう。
- 次世代自動車[※]や燃費の良い車など、環境への負荷[※]の少ない車の選択・利用に努めましょう。

エ 住宅の管理や新築・増改築をするとき

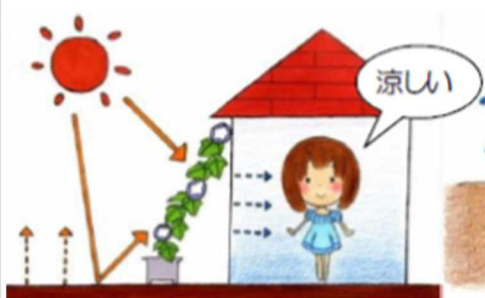
- 住宅を快適かつ最もエネルギー消費を効率的にコントロールする監視・制御システム（HEMS[※]）を導入しましょう。
- 住宅の管理や新築・増改築を行う際は、省エネルギー化や再生可能エネルギー[※]の導入に努めましょう。
- ベランダや屋上・壁面の緑化に努めましょう。

コラム12 「緑のカーテン」を始めよう

緑のカーテン（グリーンカーテンともいいます。）は、二酸化炭素の削減や夏の節電対策として、ゴーヤやアサガオなどのツル性植物を育てて室内に入る日光を遮断する取組です。

秋田市では、緑のカーテンの省エネルギー効果等を市民および市内事業者によく情報発信し、一層の普及を図ることを目的として、毎年度「秋田市緑のカーテン写真展」を開催しています。

緑のカーテンを育てて、写真展に応募してみませんか。



令和3年度秋田市緑のカーテン写真展応募作品

(2) 環境分野2 循環型社会の構築

ア モノを使うとき

- 再使用や再生利用に協力し、日常生活におけるごみ減量に努めましょう。
- 調理の際には、使い切る、食べ切る、ごみの水気を切るなどし、生ごみの減量と食品ロス^{*}の削減に努めましょう。
- ビン、缶、ペットボトル、古新聞、ダンボールなどのリサイクルに努めましょう。

イ 買物をするとき

- 計画的に、必要なものを必要な分だけ買うように努めましょう。
- リサイクル製品や省エネ製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。
- マイバッグやマイボトルを持ち歩く、使い捨てスプーン・ストローは断るなど、プラスチックごみの発生抑制に向けたライフスタイル^{*}を意識しましょう。また、購入したプラスチック製品は繰り返し長く使うなど、上手に利用しましょう。
- 商品の「てまえどり^{*}」など、食品ロスの削減に向けて事業者が実施する取組を理解・実践し、優良な事業者の取組を支援しましょう。

ウ ごみを出すとき

- ごみの分別方法、排出日など、ごみの出し方は決められたルールを守りましょう。
- 使用済小型家電の回収・リサイクルに協力しましょう。

エ 地域の活動に参加、協力するとき

- 不要になったものはフリーマーケットやオークションなどを活用し、再使用に努めましょう。
- 地域における集団回収などのリサイクル活動に参加、協力しましょう。
- 河川や海岸などのクリーンアップに参加するなど、まちの美化に努めましょう。
- ごみの不法投棄やポイ捨ては、絶対にしないようにしましょう。
- いただきものや買いすぎてしまったものなど、保管されたままになっている食料品はフードバンク^{*}に提供するなど、食品ロスとならないようにしましょう。
- フードドライブ等を通じて支援を必要とする団体に食品を寄附するなど、未利用食品の有効活用により食品ロスの削減に努めましょう。

コラム 13 「ごみ減量キャンペーン」に参加してみよう

秋田市では、**ごみの現状や具体的な減量手法、分別などについて紹介するごみ減量キャンペーンを実施しています。**ごみ減量キャンペーンの開催については、広報あきたやホームページで案内しています。お近くで開催の際はぜひお立ち寄りください。

○ごみゼロキャンペーン

5月30日が「ごみゼロ」と読めることから、秋田市ごみ減量キャラクター「エコアちゃん」が参加し、秋田駅東西連絡自由通路などでごみ減量を呼びかけるPRを行っています。

○食品ロス*削減キャンペーン

10月の食品ロス削減月間に合わせ、市内のスーパーマーケットなどで、来店客に食品ロス削減を呼びかけるキャンペーンを実施しています。

○ごみ減量アクション

にぎわい交流館などを会場に年4回、ごみ減量講座やパネル展示、ごみ減量グッズ抽選会、楽しみながらごみ減量を学べるゲームなど、様々なイベントを実施しています。

・ごみゼロキャンペーンの様子



・ごみ減量アクションの様子



(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保

ア 大気環境を守るために

- 徒歩又は自転車の利用、公共交通機関の利用など、自動車の使用をできるだけ控えるように努めましょう。【再掲】
- ふんわりアクセルやアイドリングストップ[※]など、環境に配慮したエコドライブ[※]の実践に努めましょう。【再掲】
- 次世代自動車[※]や燃費の良い車など環境への負荷[※]の少ない車の選択・利用に努めましょう。【再掲】

イ 水環境を守るために

- 日常生活における水の有効利用と節水に努めましょう。
- 河川を汚濁しないよう、家庭からの雑排水の抑制に努めましょう。
- 下水道への接続および浄化槽[※]の設置・維持管理により、生活排水による汚濁防止に努めましょう。
- 油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう、ホームタンクなどの適正な管理に努めましょう。

ウ その他の生活環境を守るために

- 日常生活に伴う騒音や振動（自動車、音響機器など）の防止に努めましょう。
- 悪臭の発生防止に努めましょう。
- 殺虫剤や除草剤などの使用は、必要最小限に抑えましょう。



油が流出した水路



エコドライブ講習会の様子

(4) 環境分野4 自然共生社会の構築

ア 自然にふれあい、楽しむとき

- 四季の自然の変化を楽しんだり、身近な動植物に目を向けたりして、自然に親しみましょう。
- 健康づくりにも役立つウォーキングやサイクリングをしたり、山や海に出かけたりして、楽しみながら自然に親しみましょう。
- 体験学習会や自然観察会に参加してみましょう。
- 地場産の食材を活用し、地産地消および伝統的な食文化の継承に協力しましょう。
- 地域の動植物や自然環境に関心を持ちましょう。
- 生物多様性の保全と生態系の持続可能な利用が、日々の暮らしと密接に関わっていることを意識しつつ行動しましょう。
- 自然とのふれあいで感じたことを、家族や友人など多くの人に伝えましょう。

イ 自然環境に負担をかけないために

- 貴重な植物の不法採取を行わないなど、自然環境を守るためのマナーを守りましょう。
- ペットは責任を持って飼育しましょう。（捨てたり逃がしたりしてはいけません。）
- 地域の生態系^{*}を乱さないよう、外来種^{*}を入れない、捨てない、拡げないようにしましょう。
- 生物多様性に配慮した製品やサービス等を選択しましょう。

ウ 住宅の管理や新築・増改築をするとき

- 生け垣の設置や庭木の植栽、鉢植えなど、緑化をしましょう。
- ベランダや屋上・壁面の緑化に努めましょう。【再掲】
- 住宅の管理や新築・増改築をするときには、近隣に配慮するとともに、良好な地域の景観づくりに努めましょう。

エ 地域の活動に参加、協力するとき

- 地域の緑化活動や里山^{*}保全活動、ビオトープ^{*}づくりなどに参加・協力しましょう。
- 生物多様性の保全に関する活動に積極的に参加しましょう。
- 歴史的な街並みおよび建物の保存に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化を学んでみましょう。
- 郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動に参加しましょう。

(5) 環境分野5 協働による環境保全の取組






ア 環境情報を取り入れ、活用するために

- 環境に関するニュースや新聞記事、市が提供する情報などを集め、環境保全活動に活用しましょう。
- エコマークやグリーンマークなど、環境ラベルのある製品を優先して購入しましょう。

コラム 14 環境ラベルのついた製品を選ぼう

環境ラベルは、製品やサービスの環境情報を製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるものです。環境ラベルを参考に、環境にやさしい製品やサービスを選んでみましょう。

●主な環境ラベル

<p>エコマーク</p> 	<p>商品のライフサイクル全体を考慮して、環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークです。幅広い商品が対象となり、商品の分野ごとに認定基準が設定されています。</p>
<p>グリーンマーク</p>  <p>グリーンマーク</p>	<p>原料に古紙を規定の割合（40%）以上利用している製品に付けられるマークです。コピー用紙、学習帳、トイレトーパー、ティッシュペーパーなどに表示されています。</p>
<p>再生紙使用マーク</p> 	<p>紙や紙製品に再生紙が利用された時に付けられるマークです。右の数字は古紙パルプ配合率を示します。再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められました。</p>
<p>植物油インキマーク</p> 	<p>再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、およびそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした環境にやさしいインキを使用していることを示すマークです。</p>
<p>バイオマスマーク</p> 	<p>生物由来の資源（バイオマス）を10%以上利用し、品質および安全性が関連法規、基準、規格等に適合する商品に付けられるマークです。植物等のバイオマスから作られる商品は、燃やしてもCO₂の増減に影響を与えません。</p>

参考：環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

イ 環境について学ぶために

- 環境問題について、家族や友人など身の回りの人と話してみましょう。
- 「あきた次世代エネルギーパーク」や自然学習施設などに行って、楽しみながら環境について学びましょう。
- 環境学習会や環境保全活動に関する情報交換会などに参加しましょう。
- 環境カウンセラー*や地球温暖化防止活動推進員などの講師を活用し、環境学習をしてみましょう。

ウ 地域での環境教育・環境学習を広めるために

- 市や市民団体などが行う環境保全活動、環境教育・環境学習活動に参加しましょう。
- 楽しく学べる環境教育・環境学習の場・機会を増やすために、市民自らが市民参加の調査や環境保全活動に関する体験発表を企画してみましょう。



大学病院前の水辺環境を守る会
(自然環境保全市民活動計画)



旭川の生きもの調査 (総合学習サポート)

2 事業者の環境配慮行動

(1) 環境分野 1 脱炭素社会の構築

ア エネルギー・資源を使用するとき

- 事業活動における電気、ガス、灯油などのエネルギーの使用状況を記録・管理し、有効利用と節約に努めましょう。
- 冷暖房温度の設定を適正にし、クールビズ[※]・ウォームビズ[※]に取り組みましょう。
- 照明のこまめな消灯や照度管理などを行い、節電に努めましょう。
- 照明を取り替えるときは、LED[※]照明を選択しましょう。
- 機器の適正な運転および更新による省エネに努めましょう。
- 省電力OA機器の採用や省エネモードの設定を行いましょう。
- 長寿命化、リサイクル、省エネなどを考慮した製品の開発および提供に努めましょう。
- 原料調達や製造、流通、販売、サービス提供など事業活動の各段階で、エネルギー利用の効率化や改善に努めましょう。

イ 移動・輸送するとき

- ふんわりアクセルやアイドリングストップ[※]など、環境に配慮したエコドライブ[※]の実践に努めましょう。
- 貨物列車など二酸化炭素排出量を抑え、使用エネルギーの少ない物流への転換（モーダルシフト[※]）に努めましょう。
- 次世代自動車[※]や燃費の良い車など、環境への負荷[※]の少ない車の選択・利用に努めましょう。

ウ 建物の管理や新築・増改築をするとき

- 適切な計量・計測機器の設置や、ビルエネルギー管理システム（BEMS[※]）などの導入により、効率的な運用ができるようにしましょう。
- 省エネルギー診断やエネルギーの見える化サービスなどを利用し、省エネ対策に取り組みましょう。
- 建築物などの管理や新築・増改築を行う際は、省エネルギー化や再生可能エネルギー[※]の導入に努めましょう。
- 敷地内および屋上・壁面の緑化に努めましょう。
- 業務用の冷凍冷蔵機器や空調機器などの点検管理を行い、フロンガス[※]の漏洩防止および適正な回収・処理に努めましょう。

(2) 環境分野2 循環型社会の構築

ア 使うとき、購入・調達するとき

- 事業活動における再使用および再生利用を推進し、廃棄物の排出抑制に努めましょう。
- 自らの事業活動に関して発生させている食品ロス^{*}を把握し、その削減に向けた取組に努めましょう。
- 食品ロスの削減に努めましょう。
- 材料や部品、オフィス用品などは、リサイクル製品や省エネ製品など環境にやさしい製品の購入に努めましょう。

イ 製品・サービスを提供するとき

- 長寿命化、リサイクル、省エネなどを考慮した製品の開発および提供に努めましょう。【再掲】
- 商品の輸送・配送の際は、繰り返し使用できる梱包箱などの廃棄物を出さない容器を使用しましょう。
- 食品製造事業者は、原料の無駄のない利用や製造工程等の適正管理、賞味期限の延長化・大括り化等により、食品ロスの削減に努めましょう。
- 食品小売事業者は、小分け販売や少量販売など消費者が購入量を選択できるようにするなど、販売の工夫に取り組みましょう。
- 外食事業者は、宴会等の最初の30分間と最後の10分間を食事に集中するアクション「食う～べえタイム」の呼びかけを行うなど、食べ切りを実践できるよう工夫しましょう。

ウ 廃棄物を排出するとき

- 事業活動から出てくる廃棄物は、適正に分別排出しましょう。
- 廃棄物は、法令などを遵守し、排出者の責任において適正に処理しましょう。
- やむをえず事業活動により発生させてしまった食品廃棄物は、堆肥化やバイオガス化等により資源としての活用に努めましょう。

エ 地域に貢献するために

- 河川や海岸などのクリーンアップ、地域の美化活動への参加、協力を努めましょう。
- 不法投棄は、絶対にしないようにしましょう。
- 食品関連事業者は、未利用食品等を有効活用するフードバンク^{*}活動を理解し、その支援に努めましょう。

コラム 15 「もったいないアクション」で食品ロスを減らそう

期限切れや食べ残しなど、まだ食べられるにもかかわらず、廃棄されているものを食品ロスとといいます。国内で発生している食品ロスは、年間約522万トンで、これは、世界全体の食料援助量（年間約420万トン）の1.2倍に相当します。

秋田市では、食べ物を大切に、残さずおいしく食べ切ることを啓発する取組「もったいないアクション」を進めています。この各種取組は、事業所の協力を得ながら行っています。特に宴会場や飲食店で食べ残しを減らすため、次のような取組にご協力いただいている事業所を、「もったいないアクション協力店」として市のホームページなどで紹介しています。

●もったいないアクション協力店の表示



① 「食う〜ベエタイム」のご提案

宴会では、盛り皿などの料理が残ってしまいがちです。そこで、宴会等の開会から約30分と閉会前の最後の約10分を「食う〜ベエタイム」として、自分の席で料理を楽しむ時間を設定し、出された料理を残さずおいしく食べ切るよう呼びかけを行っています。

② 食べきり啓発POP（立札）による啓発

市内のホテル・飲食店等の協力を得て、食事や宴会時のテーブル上などに、啓発のための立札を設置し、利用者に向けて「残さずおいしく食べ切る」ことを啓発しています。

●食べきり啓発POP



③ 食べきり啓発ポスターの掲示

市内の飲食店やスーパー等の事業所の協力を得て、ポスターを掲示しています。

参考：秋田市ホームページ「「もったいないアクション」食べ物大切に、残さず食べきりましょう！」

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/recycle/1021994/1006188.html>

(3) 環境分野3 安全な生活環境の確保

ア 大気環境を守るために

- 大気汚染防止対策の充実に努めましょう。
- ふんわりアクセルやアイドリングストップ[※]など、環境に配慮したエコドライブ[※]の実践に努めましょう。【再掲】
- 出張などでは、公共交通機関を活用しましょう。【再掲】
- 毎月第4金曜日の秋田市ノーマイカーデー[※]に参加しましょう。
- 次世代自動車[※]などによる輸送に努めるとともに、貨物列車など二酸化炭素排出量を抑え、使用エネルギーの少ない物流への転換（モーダルシフト[※]）に努めましょう。【再掲】
- 次世代自動車や燃費の良い車など、環境への負荷[※]の少ない車の導入に努めましょう。【再掲】

イ 水環境を守るために

- 事業活動における水の有効利用と節水に努めましょう。
- 排水処理施設などの整備および適正管理に努めましょう。
- 油の流出などによる水質汚濁事故が発生しないよう適正な管理に努めましょう。

ウ その他の生活環境を守るために

- 事業活動に伴う騒音および振動の防止ならびに悪臭防止対策に努めましょう。
- 化学物質の適正な管理に努めましょう。
- 揮発性有機化合物[※]や水銀などの有害化学物質[※]の放出を抑制する対策を行いましょ。
- 建物の解体・改修に当たっては、アスベスト[※]の調査および飛散防止対策を行いましょ。
- 農薬や化学肥料の使用量を減らしましょ。
- 地域住民とリスクコミュニケーションを行うなど、情報の共有および相互の理解の促進に努めましょ。

(4) 環境分野4 自然共生社会の構築

(自然環境配慮指針)

自然環境配慮指針は、自然環境に影響を与える事業を行おうとする事業者が当該事業の計画を定め、および当該事業を実施するに当たり、自然環境の保全等についての自主的な環境配慮の目安としていただくためのものです。

ア 事業活動の中で自然環境に配慮するために

- 事業活動に伴う自然環境への負荷^{*}の低減に努めましょう。
- 地場産の食材を活用し、地産地消および伝統的な食文化の継承に協力しましょう。
- 環境保全型農業の推進に努めましょう。
- 森林や農地の保全など、**生物多様性の持続可能な利用**に配慮しましょう。
- 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めましょう。
- 生態系や貴重な生物の生息地に対する影響を軽減するなどの緩和策を行いましょう。
- 農薬や化学肥料の使用低減に努め、生物多様性や周辺環境に配慮しましょう。
- 森林や農地等の適切な維持管理に努め、環境と調和した農林業を行いましょう。
- 畜産業や林業等により発生するバイオマスについて、堆肥化や燃料化により有効活用を図りましょう。
- 野生動物との適切な関係を保つため、果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理し、野生動物を人里に引き寄せないように努めましょう。
- 地元産の木材や農作物を利用するなど、地産地消に努めましょう。
- 間伐材や端材などを利用した商品の開発や購入に努めましょう。
- 森林の育成、適正管理と木材の需要拡大により、森林環境の保全と木材資源の利用推進に努めましょう。
- 生きものを販売する際は、購入者に十分な説明を行いましょう。
- 生物多様性に配慮して作られた環境ラベルのある製品を優先して選びましょう。
- 事業活動が生物多様性の保全と持続可能な利用により成り立っていることを理解しましょう。

イ 建物の管理や新築・増改築をするときに

- 建築物などの管理や新築・増改築をするときには、近隣に配慮するとともに、周囲に調和した建物の外観や植栽など良好な地域の景観づくりに努めましょう。
- 敷地内および屋上・壁面の緑化に努めましょう。【再掲】
- 地域の生態系^{*}を乱さないよう、外来種^種を入れない、捨てない、拡げないようにしましょう。
- 工場などを設置するときは、周辺の自然環境や景観に十分配慮しましょう。
- 周辺の自然環境や景観などに配慮した建築を推進しましょう。
- 地域の生態系に配慮しながら緑化や植栽等を推進しましょう。
- 地域の自然や歴史・文化等に調和した景観の形成に努めましょう。
- 敷地内及びその周辺における生態系被害防止外来種の生息・生育状況の把握や防除に努め、植栽等においては在来植物への配慮を考慮しましょう。
- 敷地内の緑地や林地等の適切な管理に努めましょう。
- 管理する敷地内への鳥獣等の侵入防止策を講じましょう。
- 敷地内の緑化、緑のカーテンの設置など、自然とふれあう空間づくりに努めましょう。

ウ 地域に貢献するために

- 地域で行われている自然環境保全活動に協力しましょう。
- 地域の緑化活動や里山^{*}保全活動、ビオトープ^{*}づくりなどに参加・協力しましょう。
- 生物多様性の保全や持続可能な利用に資する技術の開発や普及活動に取り組みましょう。
- 従業員や消費者、民間団体等と協働した生物多様性の保全活動を行いましょう。
- 生物多様性の保全活動を行っている民間団体等を支援しましょう。
- 地域の緑化活動や清掃活動に参加・協力しましょう。
- 地域の森林・農地・河川等の保全活動等に参加・協力しましょう。
- 自然とふれあうことのできる場や機会を提供するよう努めましょう。
- 歴史的な街なみや建物の保存に協力しましょう。
- 郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動に協力しましょう。

(5) 環境分野5 協働による環境保全の取組

ア 環境に配慮した事業活動を進めるために

- 環境保全のための担当部署を設置するなど、環境管理体制を整備しましょう。
- 環境配慮に関する方針や目標の設定、マニュアルなどを整備しましょう。
- 環境マネジメントシステム^{*}の導入に努めましょう。
- 環境ラベルのある製品を優先するなど、グリーン購入^{*}に努めましょう。
- 事業の実施に対する環境への影響を予測・評価し、適切な対策を行いましょう。

イ 社内の環境教育のために

- 職場における環境教育・環境学習の推進に努めましょう。
- 環境保全についての専門的知識や資格を持った人材を育成したり、環境カウンセラー^{*}等の講師を活用したりしましょう。

ウ 環境情報を活用、提供するために

- 環境に関する法規制等の情報を入手し、対応しましょう。
- 地域での環境保全活動に関する情報交換の場に参加しましょう。
- 事業者自らが行っている環境保全活動の状況をホームページや環境報告書^{*}などで公表しましょう。

エ 地域に貢献するために

- 子どもたちの環境教育・環境学習を支援しましょう。
- 市や市民団体などが行う環境保全活動、環境教育・環境学習活動への参加・協力を努めましょう。

第7章

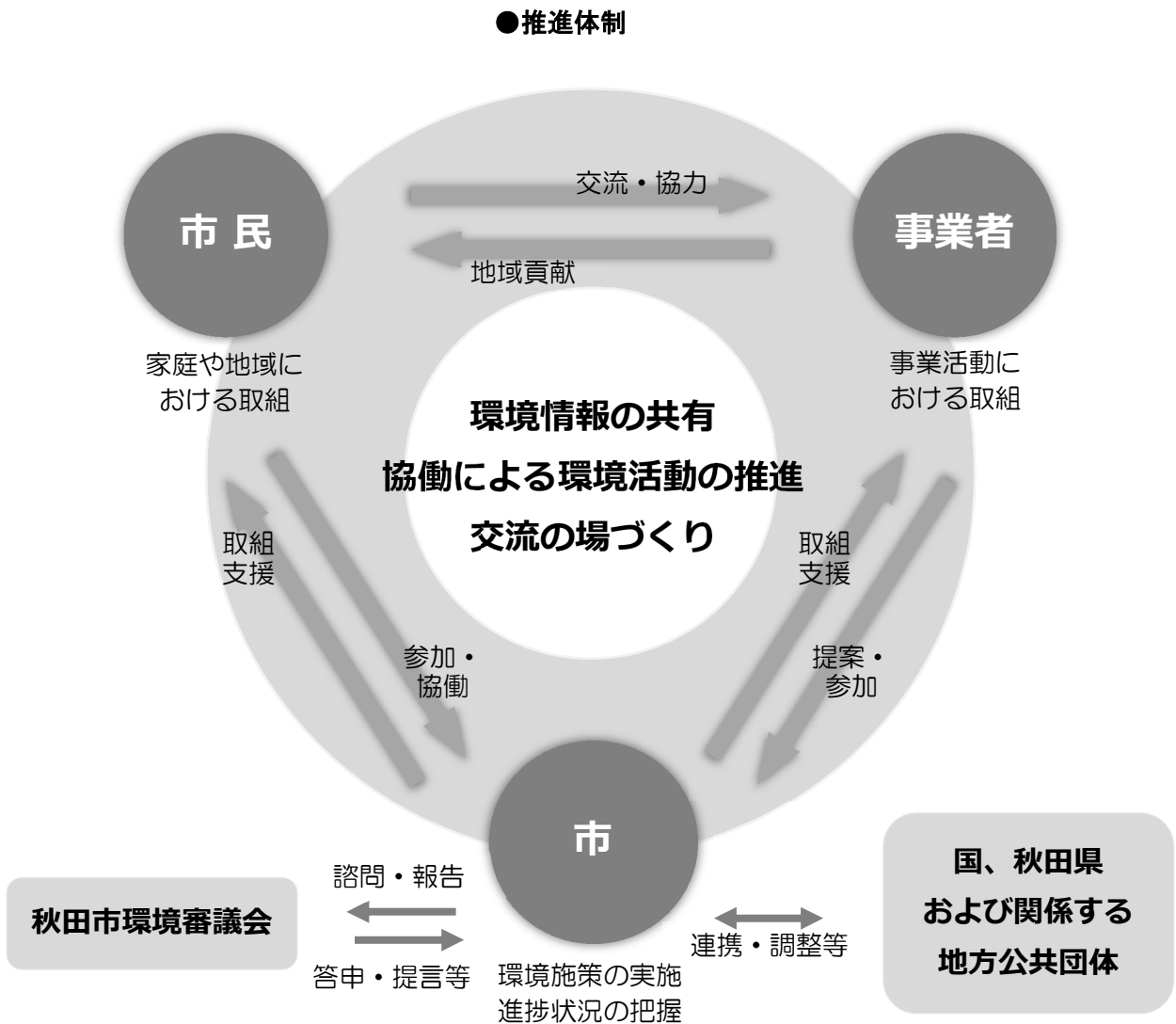
計画を推進するための仕組み

本計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るために、各環境目標・指標の達成状況や各施策の取組状況を定期的に把握した上で、その評価を行い、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCAサイクル[※]の一連の手続によって、本計画の進行管理を行っていきます。

1 推進体制

本計画の実効性を高め、効果的な推進を図るためには、この計画が確実に推進される仕組みが必要です。このため、環境基本条例や環境都市あきた宣言に基づき、市、事業者および市民が協働[※]しながら、それぞれ役割を自主的に果たすよう推進体制の整備に努めます。



(1) 市の推進体制

市は、本計画の趣旨および施策の取組内容の周知啓発に努め、総合的かつ計画的に推進する環境施策を基軸として、庁内の各部局との連携を強固にし、望ましい環境像を念頭に置いた施策の展開を図っていきます。

(2) 秋田市環境審議会

環境基本条例の規定に基づき、環境の保全および創造に関する基本的事項について調査審議するための市長の諮問機関として、学識経験者で構成される秋田市環境審議会を設置しています。市は、秋田市環境審議会に対し本計画の策定や改定、推進に関する報告を行うとともに、意見および提言を受け、その反映に努めます。

(3) 市、事業者および市民との連携・協働体制の整備

ア 環境情報の共有

環境に関する各種情報の整備を図り、インターネット等を活用した迅速な情報提供等を行い、市民が気軽に活用できるよう努めます。

イ 協働による環境活動の推進

環境関連活動団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進し、環境に配慮したまちづくりのため、市、事業者および市民の協働^{*}による環境活動の推進に努めます。

ウ 交流の場づくり

環境に関する情報や人の交流、専門的な知識を持った人との連携などを図るため、環境関連の活動をする個人や団体同士の交流の場づくりに努めます。

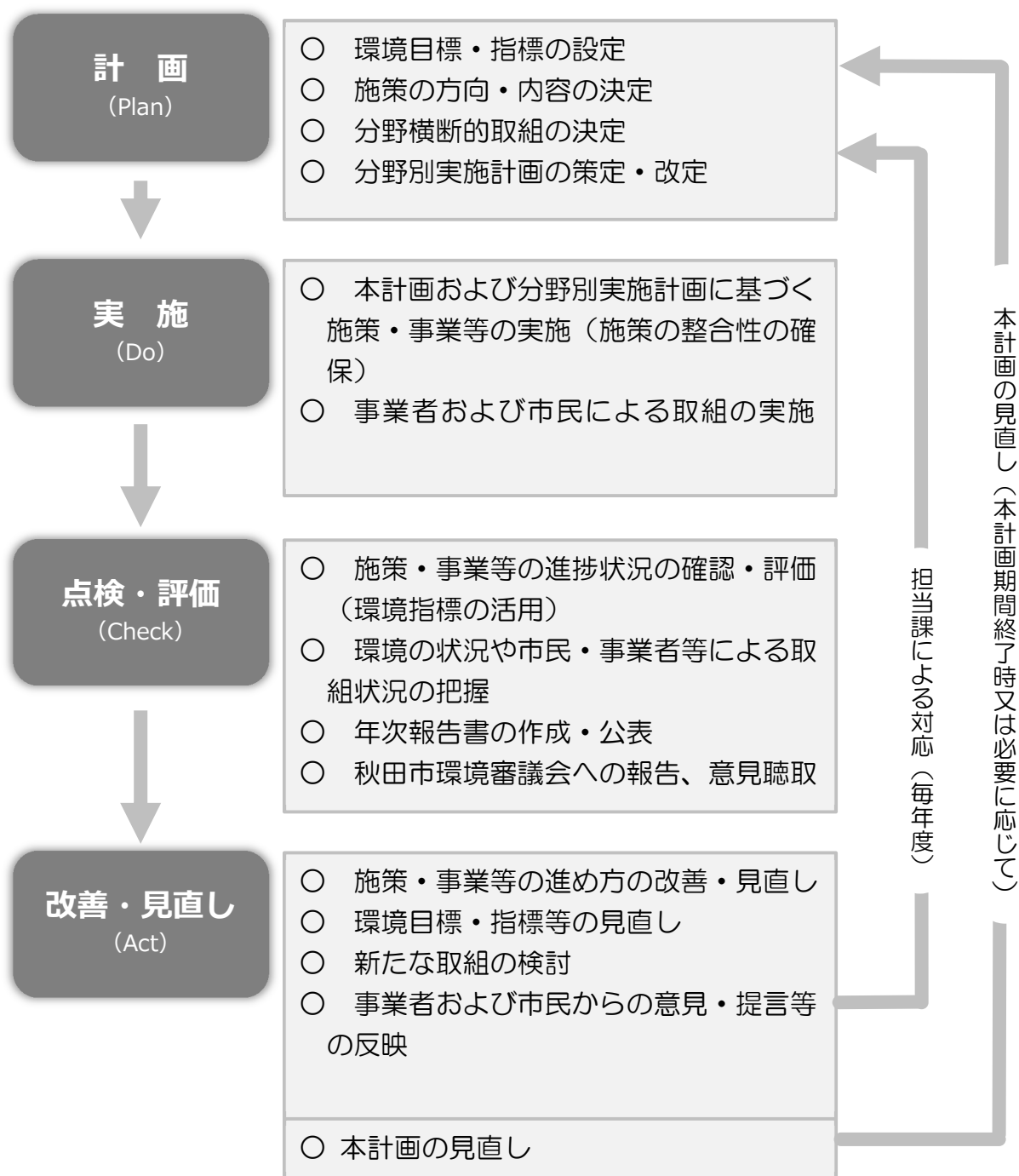
(4) 広域的な連携の強化

雄物川流域の水質保全のように市域を越えて対応する必要がある課題および災害廃棄物の処理をはじめとする広域的な対応が必要な課題に対しては、国、秋田県および関係する地方公共団体との連携を図り、相互に協力して広域的な視点から取組を推進します。

2 進行管理

本計画に掲げる施策を着実に推進していくために、環境マネジメントシステム[※]の考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）というPDCAサイクル[※]に基づき、本計画の進行管理を行います。

●計画の進行管理の流れ



(1) 施策の整合性の確保

施策の立案や推進に当たっては、本計画との整合性を図ります。

(2) 環境目標・指標の設定および活用

環境の状況や施策および事業の進捗状況を評価するため、環境目標・指標を設定し、本計画の効果的な進行管理に努めます。

また、環境目標・指標は、本計画の推進段階においても実態調査などを基に見直しするとともに、必要に応じて追加します。

(3) 年次報告書の作成・公表

本市の環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本条例第10条の規定に基づき、本計画の施策・事業の進捗管理や目標達成状況などを取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。

(4) 改善・見直し

秋田市環境審議会をはじめ、事業者および市民からの意見を受け、本計画の効果的な推進に努め、内外の情勢を考慮しつつ、必要に応じて環境施策や本計画の改善・見直しを行います。